

平成 27 年度
自 己 点 検 評 価 報 告 書

平成 27(2015)年 6 月
ものつくり大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1 使命・目的等	10
基準 2 学修と教授	18
基準 3 経営・管理と財務	53
基準 4 自己点検・評価	70
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	74
基準 A 社会貢献—ものづくり教育・研究の拠点として—	74

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

我が国は、資源・エネルギーに乏しく、そのほとんどを海外に依存しているため、我が国の繁栄は、ひとえにもものづくりを基盤とした産業の発展にかかっている。そのため、次代を担う若者が、情熱と理想を持ってものづくりに取組める教育環境を整備拡大していく必要がある。

本学の設立準備段階における社会情勢は、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の定年退職による産業技術者の不足が予想され、改めてものづくりを基盤とする産業の重要性が見直され、ものづくりに対する教育環境を整備拡大していくことが必要不可欠とされていた。こうした状況において、次のとおり「ものづくり基盤技術振興法（平成 11 年 3 月 19 日法律 2 号）」第 9 条に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画（第 3 章 2 節-5）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示された。

ものづくり基盤技術振興法

第 9 条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な計画（以下この条において「ものづくり基盤技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

ものづくり基盤技術基本計画（平成 12 年 9 月）

第 3 章 ものづくり労働者の確保等に関する事項

第 2 節 職業能力の開発及び向上

5 ものづくり人材育成のための大学の設立の取組への支援

産業界の現場で役立つ技術・技能双方に通じた人材育成等を基本理念として掲げ設立準備をしている「ものづくり大学」（仮称）の取組を支援するとともに、その人材育成機能の積極的活用を図ることとする。

これらにより、本学の基本理念、使命・目的等に賛同する国や地方自治体及び産業界から資金や教育研究機器等の寄付などの支援を受け、産学官の連携協力により、時代と社会の要請にかなった大学として平成 13(2001)年 4 月に開学し、設置者である学校法人ものづくり大学（平成 22(2010)年 3 月までは学校法人国際技能工芸機構）により私立の工科系大学として運営されている。

我が国が誇れる最高の資源は「人」であり、大学名は「モノ」と「ヒト」の両方の意味を「もの」という言葉にこめて、また、本学の創設者の一人である梅原猛（平成 11 年当時総長予定者）の「ものづくりは縄文の昔にまで遡る日本の伝統である。その伝統を復活させる大学の名には大和言葉がふさわしい。」との考えから、ものづくり大学と命名された。そして、ものづくり大学の建学の精神は、梅原猛作詞のものづくり大学校歌にこめられ、大学生としての門出の入学式、社会人への旅たちの卒業式の校歌斉唱により、縄文時代からの伝統の継承と新しいものづくりへの挑戦という、その精神が謳われ、新入生、卒業生の胸に深く刻みこめられているところである。

本学は、上記の経緯を踏まえ、以下の6つの基本理念を定めている。

大学の基本理念

- 1 ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
- 2 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視
- 3 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
- 4 自発性・独創性・協調性を持った人間性豊かな教育の重視
- 5 ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
- 6 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

次に基本理念の趣旨について述べる。

(1) ものづくりに直結する実技・実務教育の重視

実技・実務教育を実践することで、ものづくりの重要性の理解を深める。実技・実務教育では、技能の世界で役立つ知識をからだを動かして獲得する「実習」と、これと連携した「講義」により、体系化された知識を適時教授する。バランスのとれた実技・実務教育を目指し、授業科目には、「実習」と「講義」を随時併用する。なお、「実習」は技能訓練を主目的とするものではなく、「講義」では学べない知識を獲得し、理解を深める場である。

(2) 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視

生産活動に必要な科学的な理論、技術的な手法を修得しそれと技能を連結させることで、より高度な判断力と創造性を実社会のものづくりの場で発揮できるような教育・研究を推進する。例えば、技能の「暗黙知」の世界を、科学技術によって共有できる知識に変換する研究等が期待される。

また、ものづくりにおける経済性や環境にも十分な配慮をしつつ文化的に質の高い表現豊かなものづくりが可能となる教育・研究を行う。

(3) 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視

時代と社会の要請に柔軟に対応した人材教育を行うため、社会の第一線で活躍している実務者を多く教員に迎え、実技・実務教育の充実を図るほか、長期インターンシップを正課に取り入れ、常に時代と社会の要請に適合した教育を目指す。

また、「ものづくり研究情報センター」を中心に産業界の要望を取り入れ、産学官との共同研究・情報交流を推進する。

(4) 自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視

実技・知識の修得にとどまらず、実技・実務教育をとおして、ものづくりのプロセスを学びチームワークを行いながら一つのものを作り上げることにより、企画力、情報収集力、判断力、問題解決力を養い、自発性・独創性・協調性に富んだ人材の育成を行う。

なお、授業時間外にも利用できる「ものづくり工房」を各学科に設け、学生の自発的な創造活動の拠点とする。

(5) ものづくりの現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視

インターンシップを導入することで産業界での技能と技術の役割を理解し、マネジメントの実態に接しながら、工程管理や企業経営に対する基本知識と将来、事業を起こせるだけの能力を修得できるような教育を行う。

(6) 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

国際化が進む中で、国内外の大学や研究機関等との連携を図り、学生の交流や共同プロジェクトへの積極的な参画を推進し、卒業後に国際社会での活躍が期待できる能力を育成する。

英語教育では習熟度クラス別に、会話を重視し英語に親しむところからはじめ、専門分野に必要な英語の基礎知識を修得する。

また、協定を締結している海外の大学との交換留学やインターンシップの推進を図る。

2. 使命・目的

上記の基本理念に基づき、本学は、技能を基盤としながらも科学・技術・芸術・環境などを踏まえたものづくりを中心に、優れた知識と見識を備え高度な技能と技術及び豊かな社会性と創造性、さらに倫理性を身に付けた技能技術者（テクノロジスト）を育成し、社会ひいては世界の発展に貢献することを目指している。

そのため、大学の使命・目的を「ものづくり大学学則」及び「ものづくり大学大学院学則」において次のとおり定めている。

「ものづくり大学学則」

第1条 ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。

「ものづくり大学大学院学則」

第1条 ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。

すなわち、本学のいうものづくりとは、技能を科学的、技術的及び経済的基盤に基づき、幅広い視点から総合的に修得することである。技能と科学、技術、経済とが相互に連携しあってこそ、ものづくり産業が進展し、経済が発展する。したがって、技能、科学、技術及び経済、ひいては芸術、環境にかかわる能力を兼ね備えたものづくりが要望されていることから、これをこれまでの技能と区別して「技能工芸」と称し、この新しい学問分野を

大学で育成する必要性が多くの人から認識されるべく、この名称を学部名に取り入れた。また、平成 26 年度の学校教育法の改正に伴い、学則・規則等を見直す必要性が生じ、その際に学部及び学科の目的を併せて検討することとし、学内での審議を経て平成 27 年 3 月理事会で決定し、次のとおり学則において学部及び学科の目的を追加して規定したところである。

ものづくり大学学則

第 3 条 本学に、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的として、技能工芸学部を置く。

2 技能工芸学部は、工業製品等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした製造学科と、建築・土木等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした建設学科を置く。

3. 大学の個性・特色

以上述べてきたように、本学は、技能と科学、技術、経済、芸術、環境の知識や理論を十分に理解し、高い見識と能力を有する専門職業人の育成を目指している。本学で技能工芸学を修得した人材は、科学の進歩や新しい技術の開発に関して、実際にものをつくる立場からの知見をもって貢献できる人材である。すなわち、従来の工学系大学に比して実技、実務教育を重視し、ものづくりに即した実践的な教育・研究を行うことがものづくり大学のものづくり大学たるゆえんであり、その個性、特色は以下のとおりである。

(1) 教育システムの特徴

①クォータ制（4 学期制）

授業の目的を見失うことなく、効率的に成果を得られるよう、1 年を 4 つに分割したクォータ（4 学期）制を開学当初から採用している。クォータ制は、履修機会の増大、休講の減少、出席率の増大、授業料分割納入の適用、クォータ卒業、科目等履修生の利便性などの利点を持っている。また、開学当初は、社会人が入学しやすいようにとの配慮もあったが、今後は、留学生が入学しやすいメリットも活かしていく必要がある。

②本格的な実習

授業については、実技・実務を重視したカリキュラムを実践している。模型やシミュレーション等に止まらず、実物大の工作物等を作り上げる本格的な実習を展開している。このため少人数教育、安全教育を推進し、実務経験豊かな企業経験者を常勤教員の半数程度揃えたとともに一流の技能を持った多くの非常勤講師による指導を行っている。学生の動機付けや成果の把握の一環として、NHK ロボコン、学生フォーミュラ、技能五輪等の競技会及び各種コンペへの参加にも力を入れ、特に技能五輪の家具や鳶などの種目では、金・銀・銅など様々な賞を受賞している。

③長期インターンシップ

長期間のインターンシップを正課に採り入れている。製造学科では 3、4 年次、建設学

科では2、4年次に、1回当たり40～80日に及ぶ研修を企業等の実際の現場で行うことで、より実践的な技能・技術の修得を図るとともに、コミュニケーション力や忍耐力などの社会人基礎力の向上を図っている。さらにインターンシップの経験は、自己の適性を見極めることにつながり、進路選択や就職活動にも役立てられている。

④キャリア教育

本学は、少人数教育及び担任制を採用しているが、これは、教育面だけでなく学生の生活指導や就職支援においても機能している。全教員が進路指導を担当し、企業出身の教員のメリットを全教員で共有しながら就職先やインターンシップ先を開拓している。そして、担任教員と学生課就職・インターンシップ係が十分な連携を図りながら、学生一人一人の適性を把握し、キャリアプランノートを配布して自分の成長を確認させ、本人の希望や成績状況を勘案しながら丁寧な就職活動の支援を行っている。なお、学生は長期インターンシップを経験することで、自身の適性を把握し、コミュニケーション力など、社会人として必要とされる基礎能力の向上を実感し、大きな自信を得て、積極的な就職活動へと繋げている。

(2) 充実した施設・設備

本学は、産業界から、最新の教育研究用機器等の寄付を受けるなどにより、充実した教育研究環境を整備している。実際に生産の現場で使用されている各種施設・設備の充実、実践的な実技教育を可能にする要因の一つである。

また、本格的な実習によって生み出される学生制作物が、学内施設の充実に貢献していることは、本学の大きな特色である。具体的には、両学科棟を結ぶ連絡橋、多目的広場、倉庫、グラウンドの観覧席、ベンチなどは、授業で学生が制作したものである。

厚生施設については、大学構内にドーム（学生寮200室）を設置しており、すべて個室、冷暖房完備で、管理人と警備員を配置し、安全と安心を提供することで、勉学に専念できる環境を整備している。また、ドームには合宿研修センターを併設しており、クラブ・サークルの課外活動や大学主催の行事等に便宜を図っている。なお、学生食堂については、約500席用意し、長期休業等を除き、平日は朝・昼・晩の3食に対応している。

(3) 社会連携・地域貢献

学校法人ものづくり大学は、理事及び評議員を産業界から数多く招聘し、産業界の要望を適確に捉え、時代の変化に迅速に対応した教育を行えるよう、大学の管理運営に努めている。産業界との連携協力の一環として、大学の教育研究の推進や産業界の発展を目指し、全国的組織である「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」を毎年度1回開催して、そこで提出された意見を踏まえ、時代に適応した教育研究を実施している。また、埼玉県内の産業界・行政機関・各種団体とは、開学時埼玉県産業労働部の呼びかけにより、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」が設置され、本学との情報交換、連携事業の推進を図っている。なお、行田市をはじめ近隣の市や団体と連携・協力協定を結んでいる。

また、「ものづくり研究情報センター」は、産学官・地域連携の強化を図る中核機関として、共同研究・受託研究・委託訓練等の事業を推進している。

その結果として、公開講座を開催したり市民あるいは小・中・高校生を対象としたもの

ものづくり大学

づくり教室を開講し、地域社会へ貢献しているが、さらに、学生への教育指導においても地域連携あるいは社会貢献を視野にいれ、授業や卒業制作の学生制作物の地域社会への寄贈、近隣の地域開発プロジェクトへの学生参画等を行い、具体的には、東屋・木製ベンチ・模型・時計台・山車等の寄贈や制作、駅前開発あるいは福祉施設の中庭改修、文化財修復・復元などへの協力がその実績である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 11(1999)年 1 月 25 日	財団法人国際技能工芸大学設立準備財団設立許可申請書を文部大臣に提出
平成 11(1999)年 2 月 17 日	「財団法人国際技能工芸大学設立準備財団」を文部省が認可
平成 11(1999)年 9 月 22 日	「国際技能工芸大学（仮称）」を「ものづくり大学」に変更する、財団法人国際技能工芸大学設立準備財団寄附行為変更認可申請書を文部大臣に提出
平成 11(1999)年 9 月 30 日	「財団法人ものづくり大学設立準備財団」に名称変更認可 学校法人国際技能工芸機構寄附行為認可申請書、ものづくり大学設置認可申請書を文部大臣に提出
平成 11(1999)年 12 月 2 日	大学本部棟、製造技能工芸学科棟、建設技能工芸学科棟、大学会館工事着工
平成 12(2000)年 5 月 27 日	ドーミトリ、体育館工事着工
平成 12(2000)年 12 月 26 日	文部大臣が学校法人国際技能工芸機構設立、ものづくり大学設置を認可
平成 13(2001)年 3 月 20 日	建物 竣工
平成 13(2001)年 4 月 1 日	ものづくり大学（技能工芸学部 製造技能工芸学科・建設技能工芸学科）開学 図書情報センター設置、ものづくり研究情報センター設置
平成 13(2001)年 4 月 6 日	第 1 回 ものづくり大学入学式を挙げる
平成 13(2001)年 5 月 9 日	第 1 回 特別公開講座（永六輔氏）を開催
平成 13(2001)年 11 月 17・18 日	第 1 回 ものづくり大学学園祭を開催（第 2 回以降「碧蓮祭」と命名）
平成 15(2003)年 3 月 7 日	中央棟 竣工
平成 16(2004)年 11 月 30 日	文部科学大臣が大学院ものづくり学研究所（修士課程）設置を認可
平成 17(2005)年 3 月 18 日	第 1 回 ものづくり大学卒業式を挙げる

ものづくり大学

平成 17(2005)年 4 月 1 日	ものづくり大学大学院 開学 製造技能工芸学科 3 コースから 6 コース (8 系) に改組 建設技能工芸学科 3 コースから 4 コースに改組
平成 17(2005)年 4 月 4 日	第 1 回 ものづくり大学大学院入学式を挙行
平成 19(2007)年 3 月 16 日	第 1 回 ものづくり大学大学院修了式を挙行
平成 19(2007)年 10 月 31 日	泰日工業大学 (Thai-Nichi Institute of Technology) (タイ国) と協定締結
平成 20(2008)年 11 月 28 日	泰日工業大学 (Thai-Nichi Institute of Technology) (タイ国) と交換留学に関する覚書を締結
平成 21(2009)年 4 月 1 日	製造技能工芸学科 6 コース (8 系) から 4 コースに改組 建設技能工芸学科 4 コースの名称変更
平成 22(2010)年 4 月 1 日	「学校法人国際技能工芸機構」を「学校法人ものづくり 大学」に変更
平成 23(2011)年 4 月 1 日	学科名「製造技能工芸学科」「建設技能工芸学科」を 「製造学科」「建設学科」に変更 製造学科入学定員 180 人から 150 人に変更 建設学科入学定員 180 人から 150 人に変更
平成 23(2011)年 10 月 30 日	ものづくり大学開学 10 周年記念式典を挙行 「ものづくり大学 10 年のあゆみ」を刊行
平成 25(2013)年 8 月 6 日	行田市と包括的な連携協力に関する協定を締結
平成 26(2014)年 1 月 21 日	鴻巣市と包括的な連携協力に関する協定を締結
平成 26(2014)年 3 月	ディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー、 アドミッション・ポリシーを策定
平成 26(2014)年 8 月 26 日	埼玉県技能士会連合会と包括的な連携協力に関する 協定を締結
平成 27(2015)年 2 月 9 日	埼玉懸信用金庫と産学連携協力に関する協定を締結

2. 本学の現況

・大学名

ものづくり大学

・所在地

埼玉県行田市前谷 333 番地

・学部構成（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

【学 部】

技能工芸学部	
製造学科	建設学科

【大学院】

ものづくり学研究科(修士課程)
ものづくり学専攻

・学生数、教員数、職員数（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

学生数

【学 部】

(単位：人)

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数
技能工芸	製造	150	600	491
	建設	150	600	600
合計		300	1,200	1,091

【大学院】

(単位：人)

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数
ものづくり学	ものづくり学	20	40	19

教員数（学長を除く）

(単位：人)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計
技能工芸	製造	14	4	1	0	19
	建設	12	5	2	0	19
合計		26	9	3	0	38

職員数

62 人【表 3-1】参照

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、「モノ」と「ヒト」の両方の意味を「もの」という言葉に込め、「ものづくりは人づくり」でもあるということで、ものづくり大学と命名され、ものづくりの「技」と「知恵」と「心」を併せ持つ有為な人材を育成し、ものづくり産業の発展を目指して設立された。その実現のために次の 6 つの基本理念を、具体的に簡潔な文章で定めている。

大学の基本理念

1. ものづくりに直結する実技・実務教育の重視
2. 技能と科学・技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視
3. 時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視
4. 自発性・独創性・協調性を持った人間性豊かな教育の重視
5. ものづくりの現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視
6. 技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視

この基本理念に基づき本学の使命・目的は、学則第 1 条【資料 1-1-1】において「ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。」大学院学則第 1 条【資料 1-1-2】において「ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。」と規定した。

さらに、平成 26 (2014) 年度の学校教育法の改正に伴う学内規則の見直しに合わせて、学則第 3 条を改正し、学部及び学科の目的を「本学に、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身に付けた技能技術者を育成することを目的として、技能工芸学部を置く。2 技能工芸学部は、工業製品等の

ものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした製造学科と、建築・土木のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした建設学科を置く。」と学部及び学科の教育目的を明確かつ簡潔な表現で定めたところである。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、基本理念・使命・目的を踏まえ、産業界や技術発展の最新の状況を反映させて教育課程を不断に見直し、教育、研究、地域貢献の充実を図っていくこととする。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の設立準備段階における社会情勢は、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の退職による産業技術者の不足が予想され、科学技術や産業の発展を支える人材を育成することが必要不可欠とされていた。このような状況の中で、実技・実務教育を実践し次代の産業技術を担う技能技術者の育成を目指す本学は、国・地方自治体・産業界からの支援を受け、期待と使命を担って設立された。このことが、本学の大きな個性・特色である。したがって、学則において、高度な技能と技術を融合した実践的な技能工芸に関する教育・研究により、技能技術者を育成することを目的としており、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献するという使命の趣旨を掲げたことは、まさしく本学の個性・特色を使命・目的に反映したものである。

1-2-② 法令への適合

本法人の目的は、寄附行為第3条【資料 1-2-1】において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度な技能と技術を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、・・・」、第4条において「この法人は前条の目的を達成するため、・・・次に掲げる大学を設置する。・・・ものづくり大学」と規定し、ものづくり大学が、法令に則っていることを宣言している。また、学則第1条【資料 1-2-2】において「・・・高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、加えて豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とし、あわせてものづくりに対する社会的評価の向上と世界の発展に貢献することを使命とする。」、大学院学則第1条【資料 1-2-3】「・・・文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりのあり方を探求し、・・・ものづくりを通して社会に貢献すること、・・・広く人類全

般に貢献することを目的とする。」と使命目的を規定しているが、これは、教育基本法及び学校教育法で定める大学の役割である、教育、研究及び社会貢献に適合した使命・目的となっている。

1-2-③ 変化への対応

本学は、平成 13 (2001) 年 4 月に開学し、未だ 10 数年を経たばかりであるが、基本理念にもあるとおり、時代と社会からの要請に適合する教育・研究を重視している。そのため本学と産業界が連携協力し、大学の教育研究の推進及び産業の発展に寄与することを目的に、全国的組織である「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」【資料 1-2-4】を開催するとともに、本学と県内産業界等、地域社会及び行政との情報の収集・提供、連携策の検討、その他連携事業の支援を図るため、埼玉県産業労働部産業人材育成課の協力を得て「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」【資料 1-2-5】を開催し、毎年意見交換しているところである。さらに、本学の特徴である長期インターンシップの際には、必ず担当教員等が企業を訪問して、学生の状況の把握に努めるだけでなく、インターンシップ先の企業と直接意見交換し、企業の要望を把握している。

また、平成 24 (2012) から平成 26 (2014) 年度の文部科学省補助事業に採択された「産業界のニーズに応じた教育改善・充実体制整備事業、産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発」、平成 26 (2014) から平成 27 (2015) 年度「産業界のニーズに応じた教育改善・充実体制整備事業テーマ B 産学連携によるインターンシップ等の情報発信と専門人材養成」においても、産業界のニーズ全般の把握に努め、教育改善等に取り組んでいる。

以上、産業界、地域、インターンシップ先の企業等から、要望や改善意見を汲み取り、時代や社会からの要請を適宜教育や研究に反映させることとしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、本学の基本理念を踏まえ、使命・目的の達成に向けて、不断の努力を続けていく。その際に産業界や地域との連携を一層密にし、時代と社会からの要請を的確に捉え、教育内容・方法の改善・向上を図り、これまでの多様な取組みをさらに発展させ、教育、研究、地域貢献を充実させていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

学校法人、大学及び大学院の目的は、それぞれ寄附行為、学則、大学院学則に明記している。寄附行為の改正は、あらかじめ評議員会の意見を聞いて、理事会で承認される必要があり、学則、大学院学則の改正も教務委員会、教授会、代議員会で審議し、理事会の決定を経て行うこととなっている【資料 1-3-1】、【資料 1-3-2】、【資料 1-3-3】。平成 26 (2014) 年度には、学部及び学科の教育目的についても教務委員会、教授会、代議員会の審議を経て理事会で決定し、学則に明記した。事務職員については、委員会の構成メンバーに部長や所管する課長等を事務職員の代表として委員に任命し、審議に参画させるとともに、事務局連絡会【資料 1-3-4】を開催し、各課、各係まで周知し、学校法人、大学及び大学院の目的は、それを審議する過程で、役員、教職員の理解と支持を得ている。

なお、学長の権限と責任及び教授会の役割がより明確となるように学校教育法が改正されたので、これに基づき学則等を改正し、学長及び教授会の役割を整理し、学長が最終案を取りまとめることを明確にした【資料 1-3-5】ところであるが、教職員の理解と支持については、審議の過程を通じて従前のおり十分得ている。

1-3-② 学内外への周知

本学の基本理念、使命・目的については、学内向けとして、学生には、学生生活便覧（学生生活ガイド）【資料 1-3-6】、履修ガイド【資料 1-3-7】、シラバス【資料 1-3-8】の各冊子への掲載、大講義室、実習場への掲示【資料 1-3-9】及び入学式での理事長及び学長の挨拶【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】、新入生ガイダンス、学科ガイダンスの中で、触れている。また、教職員向けには、規程・規則集及び「ものづくり大学職員ワーク&ライフガイド」【資料 1-3-12】を配布するとともに会議室に掲示し、周知を図っている。

学外については、大学・大学院案内【資料 1-3-13】、ホームページ【資料 1-3-14】で広く公表するとともにオープンキャンパス、大学の説明会などで高校生及び保護者に周知している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成 22 (2010) 年 3 月 25 日、第 22 回理事会【資料 1-3-15】において「学校法人ものづくり大学中長期経営計画（平成 22 (2010) 年度から平成 28 (2016) 年度）【資料 1-3-16】を策定した。この計画は、「建学の理念を顕揚するため、教育研究の充実、施設整備の拡充を行い、本学の維持発展を推進する。」という基本方針の下、産業界への有為な人材を育成し、ものづくり産業の発展を目指して設立された本学の使命・目的を実現させるための重点方針を定め、収入の確保策として「教育の質の向上を図り、産業界へ有為な人材を送り出すことを通じた、入学者定員の確保」を最重要施策と位置づけた。

学生募集の目標である 330 人の入学生の確保については、あと一步のところに来ている。次期計画に向けては、学長を委員長とする将来計画委員会において原案の検討を行っているところである。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つの方針【資料 1-3-17】については、平成 25 (2013) 年度に、本学の使命・目的を踏まえ、大学

関係は、教務委員会において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを、入試委員会においてアドミッション・ポリシーを審議し、大学院関係は大学院研究科運営委員会において3つの方針を審議し、それぞれ教授会、研究科委員会の議を経て3つのポリシーの整合性及び文言の統一を図ったところである。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

大学の目的は、学則第1条【資料1-3-18】にあるとおり、新しい領域である技能工芸に関する教育研究を行い、技能技術者を育成することを目的とし、あわせて社会ひいては世界の発展に貢献することを使命としている。したがって、学則第3条【資料1-3-19】に、その使命・目的にあわせ本学は技能工芸学部を設置し、我が国の基幹的産業である製造業及び建設業の実務に秀でた技能技術者を育成することとし、製造学科と建設学科を設置することとした。

大学院の目的は、大学院学則第1条【資料1-3-20】にあるとおり、ものづくりの在り方を探求し、人材を育成し、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ世界の発展に貢献することを目的としている。したがって、大学院学則第2条において、大学院にものづくり学研究科を、同学則第3条において、ものづくり学研究科にものづくり学専攻を設置することとした。規模・構成の両面において、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。

また、本学の情報システム・ネットワークの中核となり、かつ図書館を運営し、並びに本学事務の情報化に関する支援を行う図書情報センター、ものづくり基盤技能技術の振興に資するため、ものづくり基盤技能技術の創造と発信を行う、ものづくり研究情報センターを設置している。【資料1-3-21】【図1-3-1】

さらに、大学には教学に関する重要事項を審議する代議員会、学則に定めた事項を審議する教授会、教務委員会、学生委員会等の各種委員会、学修支援に関する諸活動を行う学修対策本部及び学生の就職支援に関する諸活動を行う就職支援本部を、大学院には研究科委員会、研究科運営委員会を置いている。【資料1-3-22】【図1-3-2】

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的については、開学14年を経たところであり、今後社会の動向や科学技術の進歩等を踏まえ、常に見直しを図り、迅速な対応を図っていく。中長期経営計画については、第1次の中長期経営計画の期間が平成28(2016)年度に終了することから将来計画委員会等において検討することとしており、使命・目的の達成を目指し、新たな中長期経営計画を早急に取りまとめる必要がある。

【基準1の自己評価】

使命・目的については、明確に定められ、役員、教職員の理解と支持を得ている。学内外の周知については、学内については、学生向け及び教職員向けの各種冊子、入学式などの行事、講義室及び会議室等への掲示を行い、学外に向けては、ホームページ、大学案内などのパンフレットで周知を図っている。中長期経営計画や3つのポリシーについても使命・目的を反映している。さらに教育研究組織においては、使命・目的に沿った学部・学

科、研究科・専攻等を設置している。今後、平成 28（2016）年度が中長期経営計画の期限となるため、新たな中長期経営計画を平成 28（2016）年度中に策定する必要がある。

図 1-3-1 教育研究組織図

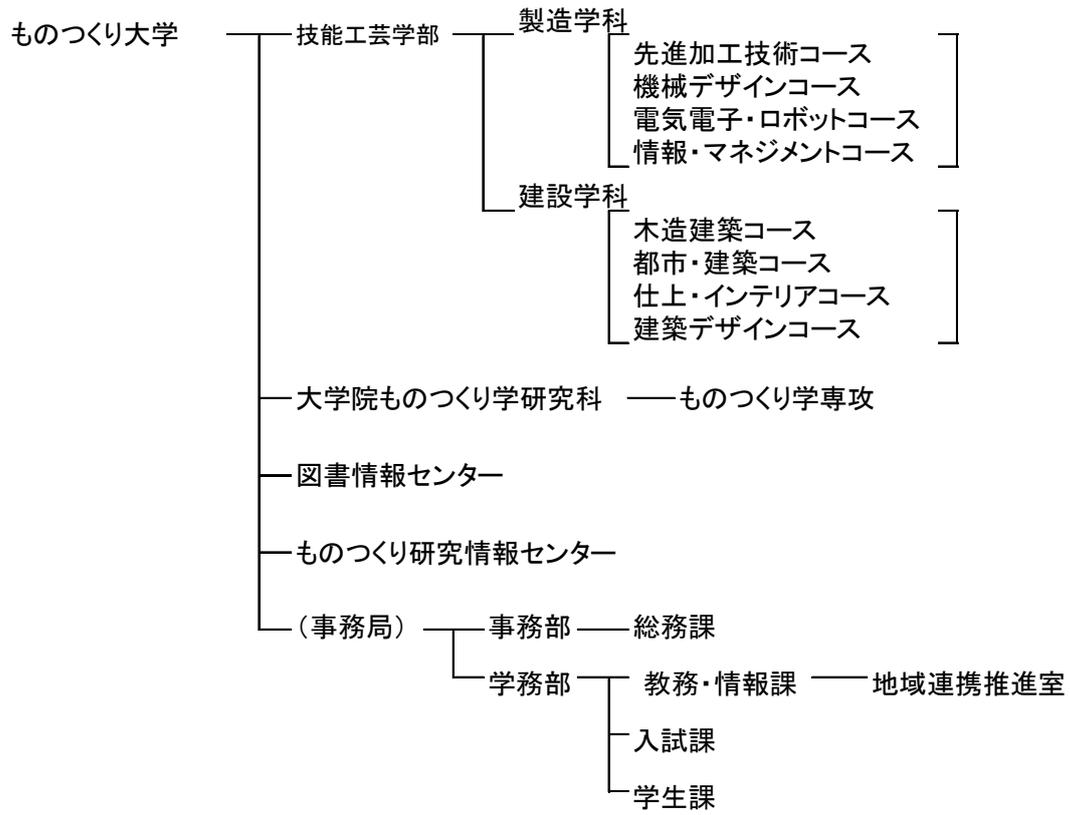
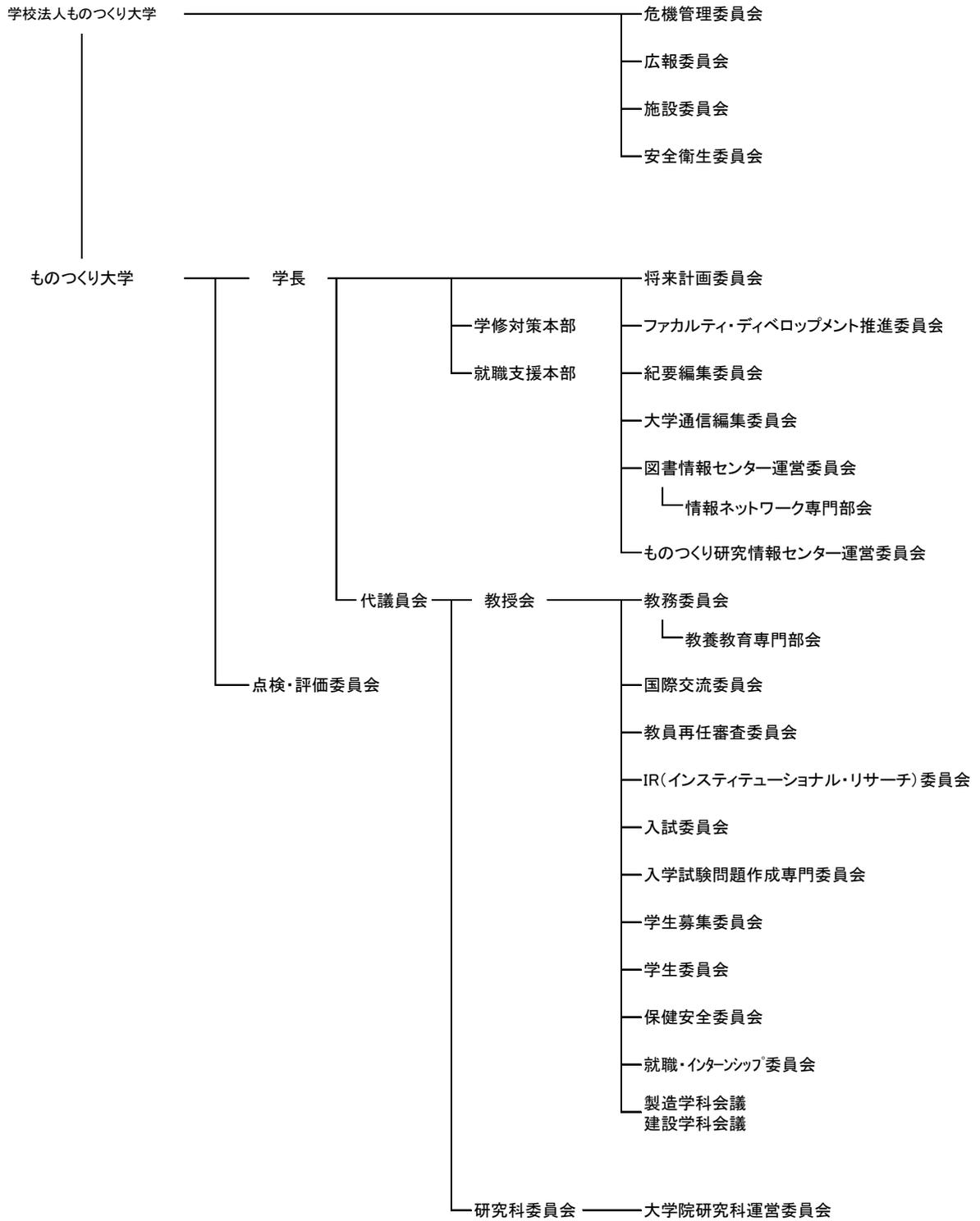


図 1-3-2 教育研究に関する委員会等組織図



基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

本学は、大学の基本理念に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者（テクノロジスト）を育成することを目的としている。この目的に沿って、ものづくりに関して興味・関心があり、将来、ものづくりに関する分野でその力を発揮したいと願う学生を全国から集めることを基本方針として、高等学校段階で習得しておくべき内容水準を踏まえ、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を入学試験種別ごとに策定している。

なお、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、平成 25(2015)年度に整合性を図るべく、内容の見直し及び文言の統一を行った。これにより、アドミッション・ポリシーは一層明確化が図られた。なお、アドミッション・ポリシーの見直しは、入試委員会、教授会で審議の上、行っている。【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】

アドミッション・ポリシーの周知については、「ホームページ」【資料 2-1-3】、「AO 入学試験ガイド」【資料 2-1-4】及び「学生募集要項」【資料 2-1-5】に明示しているほか、オープンキャンパス、高校訪問及び業者や高校の説明会などで情報提供を行い、広く周知を図っている。アドミッション・ポリシーの内容は、以下のとおりである。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）【技能工芸学部】

ものづくりに関して興味・関心があり、将来、ものづくりに関する分野でその力を発揮したいと願う人で、国語、数学、理科及び英語の基礎を習得し、各入学試験ごとの条件を満たしていること。

表 2-1-1 入学試験ごとの条件

推薦 入学試験	指定校制	下記のいずれかの調査書の評定平均値が、各高等学校に通知する基準を満たしていること。 ①全教科の評定平均値 ②3教科(数学・理科・英語)の評定平均値 ③専門教科の評定平均値
------------	------	--

ものづくり大学

推薦 入学試験	特別指定校制	下記のいずれかの調査書の評定平均値が、3.0 程度以上であること。 ①全教科の評定平均値 ②3 教科(数学・理科・英語)の評定平均値 ③専門教科の評定平均値
	公募制	下記のいずれかの調査書の評定平均値が 3.0 以上であること。 ①全教科の評定平均値 ②3 教科(数学・理科・英語)の評定平均値 ③専門教科の評定平均値
	ものづくり 特待生	ものづくりに関し、次の 2 つの基準のうち 1 つを満たしていること。 ①ものづくりに関わる団体主催の大会で優秀な成績を収めていること。 ②ものづくりに関わる課外活動で優秀な成績を収めていること。
AO 入学試験		ものづくりの実作、模型制作、調査・研究、又は自分が得意とすること、資格取得、あるいは学校、地域において求められている役割、活動などに励んでいること。
学力試験 (学力特待生)		国語、数学、英語のうち、2 教科において一定以上の成績を収めること。 (国語、数学、英語の 3 教科において優れた成績を収めること。)
総合試験		ものづくりの実作、模型制作、調査に励んでいること、または自分が得意とすること、あるいは学校、地域において求められることに励んでいること。
入試センター利用試験 (入試センター利用特待生)		数学、理科、英語のうち、2 教科において一定以上の成績を収めること。 (数学、理科、英語の 3 教科において優れた成績を収めること。)
後継者・社会人入学試験		将来やりたい、あるいは現在やっているものづくりに熱意をもっていること。 現在の仕事、やっていることに励んでいること。
帰国子女入学試験		ものづくりに熱意をもっていること。
外国人留学生入学試験		日本語について次の 2 つの基準のうち 1 つを満たしていること。 ①公益財団法人日本国際教育支援協会の日本語能力試験(N1 もしくは N2)の合格者 ②独立行政法人日本学生支援機構の日本留学試験(日本語)において上記①に準ずる成績を収めていること。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）【大学院ものづくり学研究科】

ものづくり学専攻に入学を希望する者は、下記の要件を満たしていることを要する。

1. 研究あるいは実務の各分野における基礎的知識や技術・技能等の素養を有すること。
2. 本専攻の教育課程における授業内容を理解するための基礎的な知識を有すること。
3. ものづくりに関連する各分野において深く研究し、社会に貢献する強い意志を有すること。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッション・ポリシーに基づき、本学の求める資質を持った学生を見出すため、入

学志願者が得意とする分野で入学試験が受けられるように多様な入学試験を実施し、同一種類の試験について複数の試験日程の設定、地方入試の拡充を図るなど、学生受入れ方法を工夫し、本学を受験しやすい環境づくりに努めている。入学者選抜方法や実施体制等については、「ものづくり大学入学者選抜規程」【資料 2-1-6】に定めている。本規程は、入試委員会【資料 2-1-7】、教授会【資料 2-1-8】、代議員会【資料 2-1-9】で審議の上、制定されている。入学試験問題については、「ものづくり大学入学試験問題作成専門委員会規程」【資料 2-1-10】に基づき、大学独自に作成している。また、オープンキャンパスの参加者全員を対象に進学アドバイザーによる個別相談を実施しており、アドミッション・ポリシーに合った生徒を見出すとともに入学志願者へのフォローアップに努めている。入学の時期は年度の初めを原則とするが、本学は1年間を4学期に区切るクォータ制を採用しており、各学期の初めに入学できるクォータ入試も希望に応じて実施できるようにしている。

推薦入学試験は、ものづくりに関心があり、本学への入学を強く希望する者を教科の評定平均値及び高等学校長からの推薦に基づき実施している。普段の学校生活で努力し、一定の水準に達している者を評価する試験であり、A日程及びB日程で実施している。A日程は指定校制及び特別指定校制と公募制がある。指定校制は高等学校によって推薦基準が異なり、特別指定校制は所定の教科の評定平均値3.0程度以上、公募制は3.0以上を推薦基準としている。なお、A日程は、本学のほか地方入試会場（宮城県、長野県（平成27年度から）、福岡県）でも面接を実施している。B日程は公募制とものづくり特待生の2つである。公募制はA日程と同様であり、ものづくり特待生は、ものづくりに関わる団体主催の大会や課外活動で優秀な成績を修めた者を対象としている。

AO入学試験は、学力では測りきれないものづくりへの思いや高校時代に取組んだクラブ活動や資格試験などの経験によって培われたものづくりにつながる熱意、能力、適性などを評価する試験である。事前に統一の課題を課すものではなく、先ず丁寧な事前相談によって各志願者の得意分野や長所を引き出すことにより、個別の課題を設定し、引き続き事前相談を数回行い受入れ方針に合う生徒かどうかを見極め、課題をクリアできる水準に達するまで指導をした上で出願へ導いている。また、地方の志願者のために、インターネットによるエントリー、Eメールによる事前相談も選択できることとしている。

一般入学試験はA・B・C日程で実施している。A・B日程は学力試験であり、国語・英語・数学の試験を実施し、基礎学力を身に付けている学生を受け入れる試験である。3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。ただし、A日程で特待生制度を希望する場合は3教科で判定する。なお、A日程は、本学のほか地方入試会場（宮城県、長野県（平成27年度から）、福岡県）でも実施している。C日程は総合試験であり、ものづくりに関する発表、プレゼンテーション、小論文のいずれかを選択し、ものづくりに必要な能力を評価する試験である。

入試センター利用試験はA・B・C日程で実施しており、数学・理科・英語の成績により基礎学力を身に付けている学生を受け入れる試験である。3教科から2教科を選択、3教科受験した場合は高得点の2教科で判定する。ただし、A日程で特待生制度を希望する場合は3教科で判定する。

後継者・社会人入学試験は、職業に従事しているか、従事したことのある者、家業を継

ぐ見込みのある者、あるいは関連企業の就職が内定している者を対象に調査書審査及びプレゼンテーションによる試験を実施している。A・B・C日程がある。

帰国子女入学試験は、帰国子女を対象に調査書審査及び面接試験を実施している。A・B・C日程がある。

外国人留学生入学試験は、外国人で一定の日本語能力を有する者を対象に調査書審査及び面接試験を実施している。A・B・C日程がある。また、私費外国人留学生に対し、授業料等減免制度を設けている。

大学院入学試験は、基礎的知識や技術・技能等の素養を有し、ものづくりに関わる広範な分野で活躍したいと熱望する者を対象に一般入学試験と学内推薦入学試験を実施している。一般入学試験は能力判定試験（小論文、プレゼンテーション、口頭試問）及び適性判定試験（面接）、学内推薦入学試験は、学科内の成績が卒業見込者または卒業生の上位 3分の1以内であり、かつ、指導教員の推薦を得た者について、口頭試問及び面接試験を実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

入学定員 300 人（製造学科 150 人、建設学科 150 人）に対し、平成 27(2015)年入学者は 313 人（104.3%）であり 2 年連続で入学定員を充足している。収容定員については、1,200 人に対し、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1,091 人（90.9%）であり、充足できていない。大学院は、入学定員及び収容定員とも充足できていない。過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は、次のとおりである。

図 2-1-1 入学定員充足率

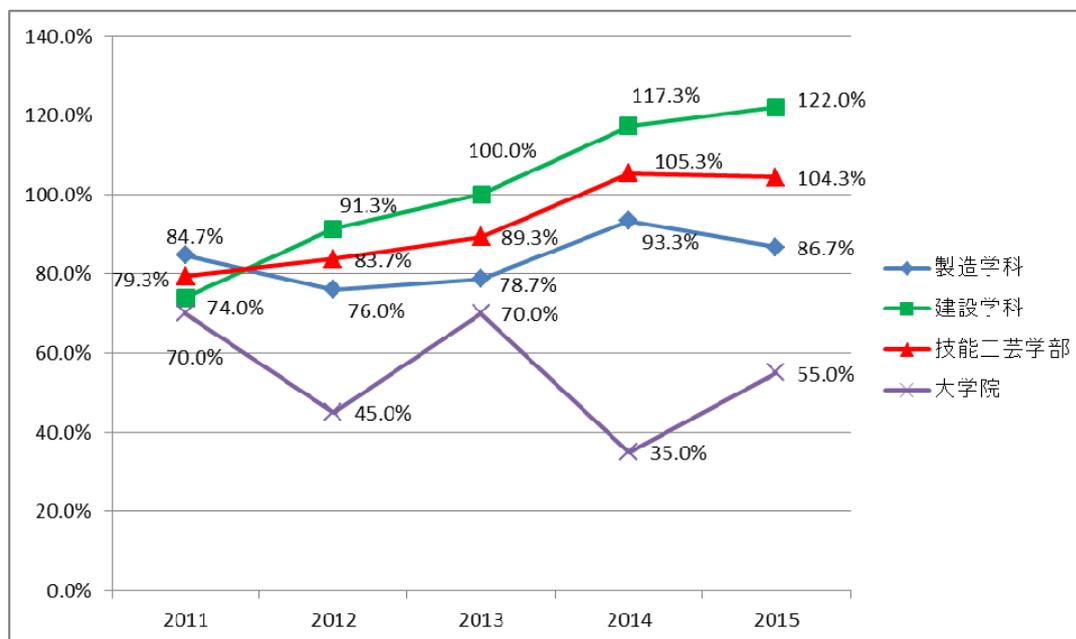
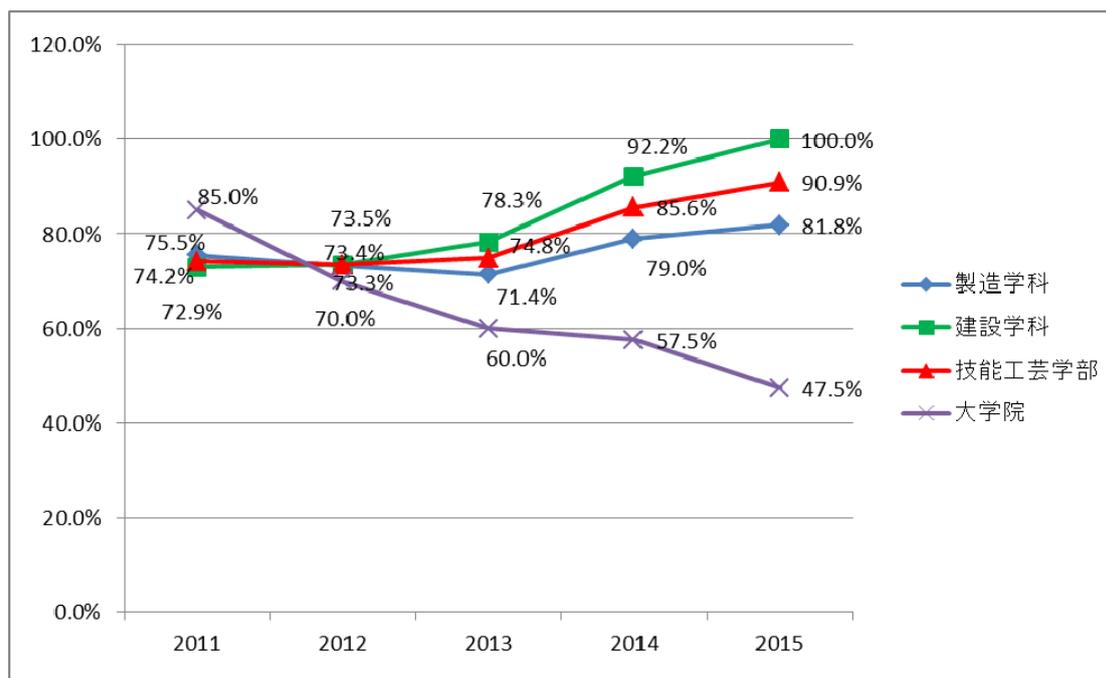


図 2-1-2 収容定員充足率



各学科で入学定員の充足率に差が生じてきており、建設学科は入学定員を充足しているが、製造学科については未充足である。なお、女子学生は、平成 27 (2015) 年の入学者 313 人のうち 21 人 (6.7%) であり、過去 5 年間、入学定員の 6% 程度で推移している。

出身高校別の地域別入学者数の傾向としては、全体の約 8 割が関東地方出身者である。このことから、引き続き関東地方での学生募集に注力するとともに、地方の入学志願者増加を図るため地方入試の拡充を行っている。平成 25 (2013) 年度入試から福岡県に地方入試会場を設け一般入学試験 A 日程 2 日間のうち 1 日のみを実施したところであるが、平成 26 (2014) 年度入試から宮城県においても会場を設け、一般入試 A 日程を 2 日間で実施するとともに推薦入学試験 A 日程も実施し、平成 28 (2016) 年度入試からは、長野県を加え、地方入試会場を 3 会場とし、推薦入学試験 A 日程と一般入学試験 A 日程を実施している。なお、地方入試の拡充に伴い、地方での高校訪問の拡大及び業者や高校の説明会への参加の増を図っている。

外国人留学生数は毎年 1 人程度で推移してきたため、平成 27 (2015) 年から私費外国人留学生に対する授業料減免制度を設け経済的支援を充実させることで、外国人留学生数の増加を図っており、平成 27 (2015) 年の外国人留学生入学者は 6 人となり増加傾向を示している。

平成 27 (2015) 年入学者 313 人のうち、本学のオープンキャンパス参加経験者は 236 人 (75.4%) であり、高校訪問や説明会のほか、広告媒体によるオープンキャンパスの告知により、オープンキャンパス参加者数の増加を図ることで、入学定員充足の維持に努めている。【資料 2-1-15】

また、入学志願者の便宜を図るため、本学を複数回受験する場合の同一入試種別の入学検定料優遇措置や、入学検定料のコンビニエンスストア支払いを実施している。

【資料 2-1-11】 【資料 2-1-12】 【資料 2-1-13】 【資料 2-1-14】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーは明確に定められており、それらの周知についても適切に行われている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持は、平成 26(2014)年から 2 年連続で入学定員を超える入学者を確保しているところであるが、製造学科の入学定員及び収容定員については充足できていない。今後は、製造学科の入学定員を満たすとともに、外国人留学生及び女子学生の募集の強化を図る必要がある。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、平成 26 (2014) 年度の学校教育法の改正に伴う学内規則の見直しに合わせて、ものづくり大学学則第 3 条を改正し、学部及び学科の目的を「本学に高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育を行い、豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的として、技能工芸学部を置く。2 技能工芸学部は、工業製品等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした製造学科と、建築・土木等のものづくりの実務に秀でた技能技術者を育成することを目的とした建設学科を置く」と学部及び学科の教育目的を明確に簡潔な表現で定めている。そして、学則第 22 条において「教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。2 教育課程の編成にあたっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」と定めている。この教育目的に沿った学部・学科の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、ものづくり大学ホームページ【資料 2-2-1】、大学案内【資料 2-2-2】、履修ガイド【資料 2-2-3】に明記し学生に周知している。

一方、ものづくり大学大学院の使命と目的は、ものづくり大学大学院学則第 1 条に「文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的としている。」と定めている。この教育目的に沿った教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、ものづくり大学ホームページに明記し周知している。

学部及び大学院の教育課程編成の方針(カリキュラム・ポリシー表 2-2-1)は、教務委員

会、教授会、研究科運営委員会、研究科委員会による審議を経て定められた。

表 2-2-1 技能工芸学部及び製造学科・建設学科のカリキュラム・ポリシー

ものづくり大学の教育課程編成の方針

1. 技能工芸学部

ものづくりに直結する実技・実務教育を重視するとともに、高度の専門能力と創造性ならびに豊かな教養と高い倫理性を兼ね備えた人材を育成するカリキュラム編成とする。

2. 製造学科

ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- ① 1・2年次では基礎学力を養うとともに機械、電気電子、情報、経営等の工学の基礎、工業製品製造のための技術・技能の基礎を学習する。
- ② 3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために、先進加工技術、機械デザイン、電気電子・ロボット、情報・マネジメントの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識及び技術・技能を学ぶ。
- ③ 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のための様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。
- ④ 教養科目、専門講義科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに3、4年次に長期のインターンシップを実施する。
- ⑤ 以上を通じて製造分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持ったテクノロジストの育成を目指す。

3. 建設学科

ディプロマ・ポリシーを満たし、ものづくりを深く理解するとともに、ものづくりに貢献できる人材を育成するために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- ① 1・2年次では基礎力を養い様々な分野について広く学習し、建設分野の全体像を把握するとともに、3年次での学習の目標を定める。
- ② 3年次では、専門的な分野をより深く学ぶために木造建築、都市・建築、仕上げ・インテリア、建築デザインの4つのモデルコースを軸とし、技能工芸に関連する知識や見識および技術・技能を学ぶ。
- ③ 4年次では3年次までの学習の集大成として卒業研究・制作・設計のいずれかを行う。各自で課題を設定し解決のため様々な検討を行うことにより、社会に貢献できる素養を身につける。
- ④ 教養科目、専門講義系科目、専門実技系科目をバランス良く設定するとともに2、4年次に長期のインターンシップを実施する。
- ⑤ 以上を通じて建設分野全般にわたる実践的な技術・技能についての知識と管理能力および国際性を併せ持つテクノロジストの育成を目指す。

表 2-2-2 大学院ものづくり学研究科のカリキュラム・ポリシー

ものづくりを既成の学問体系や産業構造及び職能にとらわれることなく、ものづくり学の視点から総合的に体系化し、これを主要な研究分野とし以下の方針に基づいてカリキュラムを編成することとする。

- ① 先端技術のみならず伝統技能や熟練技能を含む高度な技術・技能の知識・実践力を育成する。
- ② 自らがものづくりに関わる研究課題を設定しかつ解決できる総合力を育成する。
- ③ 実務課題を導入し、実習やインターンシップを活用するなど、効果的に実践力を育成するよう配慮する。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育課程編成に沿った体系的編成は製造学科【図 2-2-1】及び建設学科【図 2-2-2】に表されている。つまり、本学の基本理念に沿った、ものづくりに直結する実技・実務教育を重視し実物に接することにより、自ら問題を発見し、自ら解決方法を見だし、自ら企画し制作するというプロセスを大切にしている。そこで、初年次から専門科目を学び、講義だけでなく実習を各所に取り入れた教育を実施することとし、講義系科目と実技系科目の比率は両学科とも、約 4:6 となっている。講義科目は 1 コマ(90 分)の授業を 8 週で 1 単位とし、講義付きの実験・演習・実習科目は 2 コマの授業を 8 週で 1.5 単位としている

さらに本学では積み上げ式で短期集中型の教育を行うべく、1 年を 4 学期に分けたクォータ制を導入し、少人数制による教育課程編成を行っている。そして、幅広い分野の中で専門性を高めるためコースの学びの特徴が明確になるよう 3 年次からコース制を採用し製造学科では①先進加工技術コース②機械デザインコース③電気電子・ロボットコース④情報・マネジメントコース、建設学科では①木造建築コース②都市・建築コース③仕上げ・インテリアコース④建築デザインコースを各学科で設定している。なお、各授業科目の具体的な内容は、シラバスに明記されている。なお、シラバスには、授業の目的および到達目標、授業の内容、準備学習（予習・復習）、教科書、参考書、成績評価の方法、履修上の注意事項等、単位の実質化のための取組みが示してある。

また、両学科（製造学科・建設学科）において 40 日間（1 クォータ）の長期インターンシップを実施している。製造学科では 3 年次（選択）と 4 年次（選択）に、建設学科では 2 年次（必修）と 4 年次（選択）に科目配当し、企業や研究機関等において実務体験や課題達成・問題解決型（PBL: Project (Problem) Based Learning）インターンシップを学ばせることにより実践的な教育に取り組んでいる。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

図 2-2-1 製造学科年次表

年次	1年次				2年次				3年次				4年次				
学期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
課程	基礎課程								専門課程								
講義系科目	基礎英語 基礎数学 一般社会学 工業数学 基礎物理 工業材料 など								先進	インター ンシップ A	加工技術コース		インター ンシップ B	卒業研究及び制作			
									機械		デザインコース						
実技系科目	機械工作実習 Fゼミ 創作実習 応用機械工作実習 3次元CAD など								電気		電子ロボットコース						
									情報		マネジメントコース						

図 2-2-2 建設学科年次表

年次	1年次				2年次				3年次				4年次					
学期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		
課程	基礎課程								専門課程									
講義系科目	大学論 建設職能論 心理学 安全工学 コミュニケーション学 など								基礎 インター ンシップ	応用 実習	木造建築コース		専門インター ンシップ	卒業研究・制作・設計				
											都市建築コース							
実技系科目	木造基礎 建設足場基礎 測量基礎 建設製図 など											仕上インテリアコース						
												建築デザインコース						

本学独自の教育編成と教授法・工夫としては、次の①基礎学力の向上と強化②初年次教育の充実③実習における少人数教育の展開④社会人基礎力育成⑤キャリア教育⑥FD 活動がある。

① 基礎学力の向上と強化

高校レベルの基礎学力の向上と強化を目的として、入学前課題を入学予定者に課している。さらに入学後は、学習支援室及び教員のオフィスアワーを設定し数学・物理・構造力学など学生が不得意となり易い科目の補講・補習を実施し学生の質問、相談等に対応している。なお、これらの実施に当たっては、シラバスやその都度掲示で周知している。【資料 2-2-6】

② 初年次教育の充実

初年次教育のスタートとして、製造学科では「フレッシュマンゼミⅠ・Ⅱ」を建設学科では「創造プロジェクトⅠ」、「ものづくりひとつづくり総合講義 A」を本学専任教員が担当し、学生間及び学生と教員とのコミュニケーションを図るとともに、文章表現力や文章発言力など日本語力の涵養を行っている。【資料 2-2-7】

③ 実習における少人数教育の展開

実習科目においては、受講者数に応じて 1 班 15～20 人程度に分けて班を構成し、専任教員の他、高度な技能を持つ経験者（例えば現代の名工、マイスター、1 級技能士等）を非常勤講師として招聘し少人数教育を実施している。

④ 社会人基礎力育成

社会人としての常識・良識を身につけ、ものづくりの「技」と「心」をあわせ持つ有為な人材を育成するため、1年生～4年生まで「社会人基礎力育成講座」を開講している。また、社会との関わりを経験し、実務に対応できる能力を習得させるために長期のインターンシップを受講させ卒業後、社会人として活躍できるよう充実した支援体制を確立している。【資料 2-2-8】

⑤ キャリア教育

就職活動を支援するために「就業基礎講座」を開講するとともに、学生課が窓口となり「合同企業説明会」「OB・OG 交流会」「就職セミナー」を開催し、SPI 対策、履歴書・志望理由の書き方等を指導するとともに、個別の学生相談にも対応している。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】

⑥ FD 活動

教授方法の工夫・開発のため授業見学を奨励している。全教員が授業を見学し、授業の良い点を所定の様式に記し、学内 web に掲載している。そして、全学的に秀でた授業方法を共有することで教育力の向上に努めている。また、FD(Faculty Development)として、教員の教育力向上のため平成 25 (2013) 年度、平成 26 (2014) 年度には 4 回の講演会を開催した。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育目的を踏まえ、講義と実習を技能技術者 (テクノロジスト) 育成のために常にカリキュラムの見直しや履修制度の変更などの改善を図っていく必要がある。

教育課程編成の方針を検討する上で「基礎学力の向上と強化」、「初年次教育の充実」、「社会人基礎力育成」、「キャリア教育」など、本学独自の教育課程編成を実施しているが、さらに学生の授業への取組みに対する動機付けや理解度の向上のために、今まで以上に、個々の学生に対する履修指導が求められると考えられる。そのためにホームルーム、研究室ゼミ、オフィスアワーを活用した学生との面談の機会を多くすることで、学生の疑問や意見を広く深く聞き、敏速に対応できると考えている。

一方、学生に分かり易い教授方法については、個別履修指導もさることながら通常授業のアンケートやファカルティ・ディベロップメント推進委員会が主導する FD 研修会等の授業改善の活動を充実し、積極的に教授方法の工夫・開発・向上等に努める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学修及び授業の支援は、学科事務室の係員 2 人ずつを含む教務係と、各学科 2 人ずつの教務職員、教員及び非常勤講師、TA が連携した体制のもとで、それぞれの授業内容や必要な準備、学修サポートに有用な掲示や通知などを工夫して行い、学生等からの要望にも応えるものとしている。具体的な取組みは、以下のとおりである。

1) 入学前学修支援

AO入学試験及び推薦入学試験の合格者に対し、入学後に必要となる知識・能力の不足を補うこと、入学までモチベーションを維持し学修習慣を身につけること等を目的として、次の課題により学修支援を行っている。【資料2-3-1】 【資料2-3-2】

(製造学科)

課題1 高校数学の復習

課題2 高校レベルの国語の学習

課題3 高校英語の復習

課題4 高校物理の復習

(建設学科)

課題1 身近にある建造物の歴史や構造、現状での課題について

なお、これらの課題について提出された答案や成果物を、入学後の指導の一助としている。

2) 初年次教育と補習授業

製造学科では必修科目「フレッシュマンゼミⅠ・Ⅱ」において、第1クォータに安全教育、クラスごとの学内ツアー、地域課題に関するフィールド調査等を行い、大学と地域(行田市周辺)への理解を深めながら、学生間、学生と教員間のコミュニケーションを図っている。第2クォータはチーム編成による「ものづくり」を行い、学期末には作品のコンペを実施して優秀作を表彰するなど、ものづくりに親しむと同時に、より一層のコミュニケーション能力の向上を図っている。コンペ設営には教務・情報課職員が協力している。「ものづくり」のテーマは数年ごとに更新しており、「カヌー」(平成13(2001)年度から平成19(2007)年度)「からくりマシン」(平成20(2008)年度～平成23(2011)年度)「スターリングエンジン」(平成24(2012)年度から平成25(2013)年度)となっている。

建設学科では第1クォータの必修科目「創造プロジェクトⅠ」を、1年次の担任教員全員が担当している。4月にはチームごとに学内ツアーを行い、ティンバー実習場、ストラクチャー実習場、フィニッシュ実習場、中央棟1階実習場の使用方法を説明し、実技系授業に慣れるための準備を行っている。なお、学内ツアーでは、本部棟事務局及び図書館にも行き、各種手続き、図書館の利用方法等の説明を教務・情報課、学生課と協働で行っている。5月には、チームごとに地域の歴史的建造物調査として行田蔵めぐりを行い、コミュニケーション能力の向上と建設に対する興味の深耕を図っている。行田蔵めぐりでは、教務・情報課が行田市との折衝等に当たっている。

製造学科では数学・英語・物理の基礎、建設学科では英語の基礎の授業においてプレースメントテストを実施して能力別クラスを編成し、学生の到達段階に応じた授業ができる

体制を整えている。特に基礎学力が不足している学生に対しては補習授業を実施している。補習授業は学期中のみならず、必要に応じ春期・夏期休業中にも実施している。

初年次からのキャリア教育として、平成22（2010）年度から、キャリアプランノートの配布及び「キャリアプラン講座（現社会人基礎力育成講座）」を開講し、大学生として自分の学修成果の整理取りまとめとその随時見直し・改善などを行わせている。【資料2-3-3】
【資料2-3-4】【資料2-3-5】【資料2-3-6】【資料2-3-7】【資料2-3-8】【資料2-3-9】【資料2-3-10】
【資料2-3-11】

3) ガイダンス

学生が計画的に学修を行い充実した学生生活を送るために、次のガイダンスを実施している。大学の仕組み、学生生活におけるルール等についての新入生ガイダンス、履修登録説明ガイダンス等を教務・情報課職員が、インターンシップ説明ガイダンス、就職関連ガイダンス等を学生課職員が、学修面についての新入生保護者ガイダンス、学年別学科ガイダンス、卒業研究関連ガイダンスを教員がそれぞれ中心となり行っている。【資料2-3-12】
【資料2-3-13】

4) 担任制度・ホームルーム

担任制度により、担任教員が学生一人ひとりの授業の出席状況や成績の把握に努め、計画的な履修計画を指導・助言するとともに、学修面だけでなく精神面の相談、進路の相談などのきめ細かな学修支援を行っている。各担任教員は両学科とも学生20人程度を担当し、基本的に1年次から3年次後半に研究室へ配属されるまで同じ教員が務め、学生の状況を継続して把握できるようにしている。

両学科ともクォータごとの成績表配布に合わせホームルームを開催し、担任教員が学生と面談を行い学生個別の学修状況を把握するよう努めている。なお、製造学科では、年に数回、1年次生が研究室の行事に参加する機会を設け、卒業に向けての学修意欲の向上を図っている。建設学科では、成績配布時以外にも1年次の「創造プロジェクトⅠ」、2年次の「創造プロジェクトⅡ」の授業にあわせて、ホームルームを実施している。【資料2-3-14】
【資料2-3-15】

5) 出席管理システム・学生カルテ

授業で学生の出席状況を迅速かつ確実に把握するために、平成26（2014）年度末にポータブル端末による出席管理システムを導入し、全学生の出席状況をほぼリアルタイムでデータ化している。出席管理システムを学生カルテに連動させることにより、各学生の出席状況を全教員及び全職員が即時に把握することができるため、欠席率の高い学生に早期に対応することができる。担当授業の出席状況に目がゆきがちになる教員を補完するように、教務・情報課職員がデータ整理等の際に気づいた情報は、メール等で教職員に通知され共有される。例えば、1年次の第1クォータでは、4月下旬に教務・情報課職員が授業を2回欠席している学生のリストをメールで教員に連絡し、早期に担任が欠席している学生に連絡をとれる体制を整えている。

また、学生カルテには授業以外の保護者からの連絡や友人との交流状況などの学生動

向も記録されているので、授業の遅刻・欠席や成績不振の原因推定に利用可能となっている。【資料 2-3-16】 【資料 2-3-17】 【資料 2-3-18】 【資料 2-3-19】

6) オフィスアワー

学年ごとの枠を越えた基礎及び専門分野に関する学修支援のみならず、学生生活全般の相談を受け付けるオフィスアワーを、製造学科では週 1 回、建設学科では月 1 回設け、掲示等により学生に周知を図っている。オフィスアワーの時間帯は、各教員が研究室で待機しており、学生は担任の教員だけでなく、どの教員とも直接相談できる。

オフィスアワーにより、学習の仕方など学生の持つ諸問題への対応や、各教員の専門分野を深く教えることができ、3 年次の研究室配属の際の研究室選定にも役立っているほか、学生生活を送る上での不安などの解消にも務めている。なお、オフィスアワーの時間帯以外でも、随時相談を受け付けている。【資料 2-3-20】 【資料 2-3-21】

7) 授業支援

各学科に教務職員が 2 人配置され、実習場・施設・設備の維持管理、実習授業の準備・補助などを担当している。その職務内容は「学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程」第 10 条に定められている。

技能系実習授業においては、1 クラス 20 人程度の少人数制を採り、担当教員のもと優れた技能を持つ非常勤講師が実技指導を担当し、学生の中から選抜された TA が補助にあたることで、各学生の習熟度に応じた指導を行っている。このほか、設計やコンピュータ演習等の授業においても TA が授業補助にあたっている。

授業補助には授業進行から遅れがちな学生のフォロー等も含まれるため、TA にはその授業内容に対するスキルが求められる。したがって TA は主として学部 4 年生、大学院学生であり、授業における習熟度を教員が判定し、TA として選抜している。平成 26 (2014) 年度、TA には製造学科 51 人、建設学科 26 人を採用した。

なお、留学生に対しては学生のチューターを配し、日常生活に加え、授業等、学修面でも身近な学生の立場から支援を行っている。【資料 2-3-22】 【資料 2-3-23】 【資料 2-3-24】

8) アンケートの活用

学生による授業アンケートをはじめ、新入生アンケート、卒業生アンケートを実施し、集計結果をすべての教職員が共有することによって学修及び授業支援の体制改善の資料として活用している。授業アンケートは、1 年間に 2 クォータ分実施し（第 1・第 3 クォータと第 2・第 4 クォータにそれぞれ隔年で実施）、迅速に集計を行い教職員に公開している。結果は教務委員会で検討されるほか、各教員もそれぞれアンケート結果を基に授業の改善に努め、授業における学修効果を向上させるようにしている。

また、平成 22(2010)年度に設置された「ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」の教職員及び教務委員会の教職員を中心に、授業アンケート結果等の活用方法の改善や教育研究の向上のための検討を教務・情報課職員と協働で行っているほか、FD 研修会を開催している。平成 26 (2014) 年度の FD 研修会は、2 回開催され、「中途退学防止の取組みや授業改善、指導法」をテーマに授業支援体制の向上を図った。【資料

2-3-25】【資料 2-3-26】【資料 2-3-27】

9) 図書情報センターの学修支援

図書情報センターは、「図書情報センター運営委員会」の教員、「情報ネットワーク専門部会」の教員と教務・情報課職員により運営され、授業を含む大学生活全体における学修支援を行っている。

蔵書には工学系専門書や辞書・辞典等に加え、自動車雑誌や建築雑誌、ファッション誌も設置して、活字離れの学生の利用を促している。蔵書数は44,036冊で、授業における課題作成等にほぼ十分な書籍がそろっている。【資料2-3-28】

図書情報センターには、視聴覚教材も整備し、学生の多様な要望に対応している。視聴覚教材閲覧コーナーを設けて、学生が気軽に映像教材に親しめる環境を作っている。また、教員向けに「優れた授業」のビデオ教材も設置され、教員の授業改善に利用されている。

授業の課題作成などをグループで進めることができる「グループ利用室」を設け、画像編集用PCやA3スキャナー等を備えている。グループ利用室では、飲み物の持ち込みを許可しており、学生が気軽に話し合いや打ち合わせをすることもできる。

情報端末が整備されており、コンピュータ室に出向かなくとも、必要なときに図書による情報と並行してインターネット情報を調べることができる。無線LANも整備されているので、自身のパソコンや携帯電話からもインターネットに接続することができる。

図書情報センターは、平日 9 時 30 分～18 時まで利用でき、試験期間に合わせて各学期末の 2 週間、開館時間を 30 分延長し、学生に自習の場を提供している。【資料 2-3-29】

10) 学修対策本部

平成 24 (2012) 年度に教員と教務・情報課、学生課の職員、カウンセラーから構成される学修対策本部を設け、学修支援への取組みを強化している。

学修対策本部の主な業務は、過去 5 年間 7%前後で推移する退学率の低減への対応のための諸活動である。例えば IR (インスティテューショナル・リサーチ) 委員会において、退学原因の調査を統計学的に行ったところ、製造学科については高校理科の習熟度と退学率に相関が見られ、建設学科では 1 年次必修授業の単位取得状況と退学率に相関が見られたことから、学修対策本部を中心としてそれらが意味するところをさらに解析し、習熟度別のクラス編成等の対応を進めたところである。【資料 2-3-30】

【資料 2-3-31】

11) 学生への個別対応

成績不良の学生への対応策としては、上記の担任制度、学生カルテを活かし、成績不良や出席率の低い学生について、クォータごとに担任教員が学生本人や保護者に連絡するなどのフォローを行っている。また、別に一定の水準より単位取得が進んでいない学生については、学習状況に注意を促す通知を保護者に郵送し、その後、三者面談を行うなどのきっかけとしている。さらに、3 年次の第 3 クォータには、両学科とも保護者会を開催し、担当教員が直接保護者に単位修得状況等の説明を行っている。【資料 2-3-32】

経済的問題をかかえる学生への対応策では、本学独自の給付型の奨学金として、ものづくり大学奨学金（学部2年生・大学院2年生対象）、ものづくり大学さくら奨学金（学部3・4年生対象）、ものづくり大学生生活支援奨学金（本学を受験する志願者・全学生対象）、総合資格学院奨学金（建設学科1年生・大学院1年生）を設け、学生の経済的な生活支援を実施している。

また、退学希望者に対しては、必ず担任が面談し、退学理由や退学後の進路等について保護者にも確認をした上で、真にやむを得ない場合は退学を認める等、きめ細かい指導を行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学修及び授業の支援体制は、整備をされているが、実施している施策について実際に機能しているかを分析するとともに対策を強化し、社会状況や学生のニーズに配慮しながら、教職員が連携し強化・改善を図っていく。

成績不良等による退学者については、「学修対策本部」を中心に対応を強化し、今後も退学者の減少に努める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定

単位の認定については、「単位の授与」、「成績の評価」、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修」、「大学以外の教育施設等における学修」、「入学前の既修得単位の認定」、「卒業に必要な単位数」を学則【資料2-4-1】に、「試験」、「成績評価」を「ものづくり大学履修規程」【資料2-4-2】に定め、「履修ガイド」【資料2-4-3】【資料2-4-4】に引用明記し、学生に配布するとともに、教職員にも徹底し、厳正に適用している。また、授業科目ごとに授業の主題と概要、及び試験、成績評価の方法、履修条件をシラバスに明記している。なお、その適用に当たっては、クォータごとに学科会議において全学生の成績を確認するなど厳正な運営に努めている。

編入学者については、「ものづくり大学編入学規程」【資料2-4-5】に基づき、学則第28条に定める「入学前の既修得単位の認定」に準じて単位の認定を行っている。認定単位数については教務委員会で検討中である。

他大学との単位互換については、放送大学と単位互換協定を締結しており、本学の学生が放送大学で取得した単位は、10単位を限度として、本学で取得した単位と同等のものとして認定され、卒業に必要な単位数に含めることができる。また、泰日工業大学（タイ王

国)をはじめ、海外の4大学と協定を結んでおり、双方で協議することにより単位互換が可能である。

2) 進級要件

本学は途中入学、途中卒業の制度を持ち、各学生の背景、状況に合わせた単位取得の進捗を可能とするため、進級にあたっての単位要件は定めていない。しかし、履修にあたって学修実績が必要な科目においては、下表のように履修条件単位を定めている。なお、製造学科と建設学科ではインターンシップ・研究室配属の時期が異なるため、それぞれの履修条件も異なる。

表 2-4-1 履修条件単位一覧

	科目名	履修時期	履修条件単位
製造学科	インターンシップA	3年第2クォータ	2年第3クォータ時点で60単位以上
	インターンシップB	4年	インターンシップAを履修していること
	研究室配属	3年第3クォータ	3年第2クォータ時点で75単位以上
	卒業研究および制作着手	4年	105単位以上
建設学科	基礎インターンシップ	2年第2クォータ	1年第3クォータ時点で20単位以上
	専門インターンシップ	4年	3年第4クォータ時点で104単位以上
	研究室配属	3年第2クォータ	3年第1クォータ時点で72単位以上
	卒業研究および制作着手	4年	104単位以上

3) 卒業要件

卒業は、4年以上在学し、130単位以上を取得し、卒業研究および制作を含む各学科の指定する科目を修了したものについて認定し、「学士」の学位を授与することが「ものづくり大学学則第39条」【資料2-4-6】、「ものづくり大学学位規則」【資料2-4-7】に明記され、卒業認定に対する具体的な方針は「ディプロマ・ポリシー」として平成25(2013)年度に制定され、学生及び教職員に周知されている「履修ガイド」にも明示されている。また、ホームページ（設立趣旨・理念・ポリシーのページ）に公開されている。

卒業要件を満たしているかどうかは、各学科で卒業判定会議を開催して判定し、結果は教務委員会での審議を経て教授会に提案され、その審議結果を踏まえ学長が卒業を認定している。

卒業研究および制作は必修であり、卒業研究論文あるいは制作物を提出し、公開の成果発表会において発表を行い、審査に合格しなければならない。卒業研究および制作の成果内容については梗概集を印刷発行し、一般にも配布している。

【技能工芸学部ディプロマ・ポリシー】

所定の期間在学し、本学の教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。

【製造学科ディプロマ・ポリシー】

卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、製造学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工芸学）の学位を授与する。

1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
3. 工業製品のものづくり実務に関する深い理解を有する。
4. ものづくり現場での課題創出と課題解決に取り組む力を有する。
5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

【建設学科ディプロマ・ポリシー】

卒業研究あるいは卒業制作を含む学科の指定する必修科目を修了し、卒業に必要な規定の単位数を取得することで、建設学科の求める下記の能力・知識を獲得したものと認め、学士（技能工芸学）の学位を授与する。

1. 高度なものづくりに応用できる基礎学力および工学の専門知識を有する。
2. ものづくりのための基本的な技術・技能が実践でき、それらを体験的知識として応用する力を有する。
3. 建築・土木等のものでづくりの実務に関する深い理解を有する。
4. ものづくり現場での課題創出と実践的な課題解決に取り組む力を有する。
5. 豊かな教養と国際性を持ち、社会性、創造性、倫理性を有する。

4) 大学院ものづくり学研究科の単位認定及び修了要件

大学院ものづくり学研究科の修了は、2年以上在学し、必修8単位を含む30単位以上を取得し、修士学位プロジェクトを修了して審査および最終試験に合格することにより認定されることが、ものづくり大学大学院学則第18条【資料2-4-8】及び「ものづくり大学学位規則」に明記され、具体的には「ディプロマ・ポリシー」として平成25(2013)年度に制定され、学生及び教職員に配布している「大学院履修要項」にも明示されている。また、ホームページ（設立趣旨・理念・ポリシーのページ）でも公開されている。

修了要件を満たしているかどうかは、大学院研究科運営委員会で判定され、結果は研究科委員会で審議され、その審議結果を踏まえ学長が修了を認定している。

【ディプロマ・ポリシー】(学位授与の方針)

修士学位プロジェクト、および研究科の指定する必修科目を含む授業科目の必要単位を習得することで、下記の実践的知識と実務的能力を獲得したものと認め、修士(ものづくり学)の学位を授与する。

1. 広い視野からものづくりの真の価値を追求する態度と素養を有すること
2. ものづくり技術や技能を探究する裏付けとなる高度な知識を有すること
3. 自らがものづくりやものづくりのマネジメントを行える実践力を有すること
4. ものづくりに関する研究課題を自ら設定し解決する探求力を有すること

修士学位プロジェクトは必修であり、修士論文研究・作品制作・プロジェクト実施等のいずれかを行い、研究論文・作品あるいは成果報告書を提出し、公開の中間発表会、最終発表会において発表し、審査に合格しなければならない。修士学位プロジェクトの内容については梗概集を印刷発行し、一般にも配布している。

5) 成績評価基準

成績評価基準は、学則第 27 条【資料 2-4-9】、「ものづくり大学履修規程」に定め、90 点以上を S、80～89 点を A、70～79 点を B、60～69 点を C、59 点以下を E とし、C 以上の成績に単位が与えられる。他大学・他機関等で習得した成績を認定したものは N とし、これは後述する GPA の算出には含まれない。このことは、学生及び教職員に配布される「履修ガイド」にも明示されている。

各授業科目の成績評価方法については、シラバスに明示しているほか、各授業の初回に担当教員から説明を行うなどして、学生への周知徹底を図っている。

平成 25(2013)年度より GPA(Grade Point Average)制度を導入し、成績評価結果を数値化することで学生・教職員双方からの成績の視認性を高めている。GPA は学生の学習意欲向上に加え、学業成績に問題のある学生の早期発見、奨学生の選考等に利用している。なお、平成 24 (2012) 年度以前に入学した学生も GPA とは異なるもののポイント制による成績の算出をおこなっており、同様に学生指導に資するものとしている。

成績は毎クォータ修了後に集計し、インターネットポータルサイトにおける本人への開示とともに、ホームルームで担任教員から成績表を手渡しし、併せて指導を行っている。その結果は学生カルテに記録し、関係教職員で共有している。成績表は年に一度保護者にも送付しており、保護者に成績への認識を高めてもらうよう努めている。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】さらに、成績不良者の保護者にはクォータごとに注意を促す通知を送付しており、大学・保護者双方から学生を支援する体制を取っている。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】また、成績質問期間を設けており、学生が成績評価結果に質疑のある場合には所定の用紙で質問申請をすることができ、厳正な成績評価とともに、成績結果に対する学生の理解を深める工夫をしている。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

単位認定、卒業・修了認定等については、十分な対応がなされており、現在のところ特

に問題はないが、教育課程の体系的な編成、授業科目の内容、教育方法の工夫等については、教育目的の達成度をさらに高めた卒業、修了認定としていく必要があり、そのための努力を継続していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学のキャリアガイダンス支援の中心組織としては、教員と事務局職員で構成する就職支援本部と就職・インターンシップ委員会がある。これらは具体的推進方策の検討や情報交換を定期的に（ほぼ月1回）行い、教職員が一体となって指導・教育に当たっている。また、キャリアカウンセラー4人による週2～3日のカウンセリングルームの設置とスケジュール表掲示により、技術面や精神面でのアドバイスを行うなど、専門的な見地からのサポート体制も整備している。【資料2-5-1】

具体的な教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制整備の取組みは、(1)学内教育課程での取組み、(2)インターンシップ、(3)社会（産・官・学・地域）連携での推進の3つの視点で行っている。

1) 学内教育課程での取組み

本学は多くの企業出身の教員や企業経験豊富な非常勤講師による講義・実習教育を特徴としており、普段の授業の中でも社会的・職業的自立に関する話題を交えたキャリア育成を実施している。

初年次から卒業までの一貫した指導としては、新入学の時点で全学生にキャリアプランノートを配布し、学期ごとに目標設定及び振り返りをさせることによりキャリア設計に対する意識の醸成を図っており、授業科目においても平成24（2012）年度から外部のキャリアカウンセラー3人の講師により、学年毎に年間8コマ（15時間）1単位付与の授業「社会人基礎力育成講座1, 2, 3, 4」を設け、それぞれの学年時にふさわしいと思われる社会人としての基礎的な資質の向上を図るプログラムによる教育を実施している。【資料2-5-2】

また、就職時期が迫る3年次からの対応では、学生の就職力向上に関わる情報システム（就職支援システム）を構築して、学生への周知と活用の徹底を図るとともに年に15～20回程度の就職ガイダンス・就職セミナーの開催や就業力達成度確認合宿を実施し、更に企業を知るための合同企業説明会や地元優良企業見学会を開催している。【資料2-5-3】

なお、就職支援システムでは、SNS利用に向けた環境の整備、コミュニケーション機能の追加、求人情報の随時閲覧可能化などの更新を行っており、これらを活用して全教員と学生課が連携して学生への対応に当たっている。

一方、就職内定状況については、学生課が研究室と連携して就活状況や内定状況の把握

を定期的に行い、個別学生の指導に活用するとともに全体の集計・統計整理を行っている。

【資料 2-5-4】

2) インターンシップ

本学の学則第 1 条にある「豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目的とする」に従い、開学以来ものづくり現場での実体験を通しての社会観・職業観の形成を目的として、製造学科では 3 年次・4 年次、建設学科では 2 年次・4 年次にそれぞれ 40 日間または 80 日間の長期インターンシップを実施している。インターンシップは学内での教育・指導だけでは得られない職場におけるルール・マナーの習得や職業的自立能力の大幅な向上に繋がり、その後の就職活動でのコミュニケーション力や経験を踏まえての自己 PR 等に成果を発揮し、高い就職率に繋がっている。

インターンシップ実施学生数及び受入先企業数の推移【資料 2-5-5】は、本学における長期インターンシップ履修学生数の推移とインターンシップ受入れ先企業数の推移を示したもので、地元埼玉県の中小企業を中心に多くの企業が長期インターンシップの役割を理解し支えて頂いていることを示している。この背景には産官学連携の並行した取組みもあり、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」（平成 13（2001）年 10 月設置）、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」（平成 14（2002）年 9 月設置）、「行田市との地域連携協定」（平成 25（2013）年 8 月締結）および「鴻巣市との地域連携協定」（平成 26（2014）年 1 月締結）などによる、県内産業界・地域社会・行政との良好な関係が大きな支えとなっている。

インターンシップの一連の流れは、インターンシップ開始の半年前の学生へのインターンシップ説明ガイダンスに始まり、インターンシップ受入先企業情報による希望調査を元に仮配属を決定し、インターンシップの手引き書配布、企業への学生紹介票作成、企業との協定書及び同意誓約書作成、傷害保険への加入手続き等を行う。インターンシップの派遣先企業には各々担当指導教員が割り当てられており、仮配属学生は担当指導教員と適性チェックや心構え、安全に対する指導等を目的に事前の面談を実施する。そこでもし、希望する企業での研修が難しいか、コミュニケーション力に問題がある場合は、派遣先企業の変更調整を行うか、派遣前に個別に補修教育を実施するしくみとしている。また、派遣の約 2 週間前には対象学生全員に対し、「社会常識セミナー」と「安全セミナー」の受講を義務付けし、実施している。担当指導教員は、相手先企業と調整の上、必要な場合にはインターンシップ開始に先立ち学生を引率しての面談実施も行う。【資料 2-5-6】

インターンシップが始まると、学生は毎日日報を作成して企業側の担当指導員から承認印をもらい、週末には週報を作成して大学の担当指導教員宛に送付して状況報告を行う。担当指導教員は週報や学生本人からの問い合わせ、企業側からの連絡情報などを元にインターンシップ期間中に企業への巡回訪問を行って、学生へのケアや企業側からの生の声を聞き対応に当たるなど、長期間のインターンシップ研修が有意義でかつ無事に終了することに細心の注意を払うこととしている。

インターンシップが終了すると、対象学生全員がインターンシップ成果報告書の作成を行い、就職活動が身近に迫っている製造学科の 3 年生の場合は、約 2 ヶ月後に成果発表会も実施している。これらは、研修した内容のまとめだけでなく、期間中を通して学んだ社

会人としての心得や職業的自立に向けて自分の弱みや反省点を整理することにより、その後の学生生活での目標設定や就職活動に役立てるなどに繋げている。

一方、インターンシップの更なる発展や改善に向けては、インターンシップ終了後に企業の派遣学生に対する評価と企業アンケートの内容を分析・評価し、平成 14 (2002) 年度から毎年度、「インターンシップ実施レポート」として、また、平成 22 (2010) 年度からはインターンシップの成果報告書として取りまとめ、企業および教職員に結果をフィードバックしている。同じく、平成 22 (2010) 年度から地方自治体や企業からの関係者を招いた場で、全学の「インターンシップ成果報告会」を開催し、そこで提出された意見を制度や指導方法などに反映させるとともに、学生と企業との情報交換ができる場として活用している。【資料 2-5-7】

なお、平成 24 (2012) 年度から文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、自立的人材育成のための PBL 型 (Project (Problem) Based Learning) インターンシップの高度化に取組み、学生自らの創造性、課題解決に向けた思考力の醸成等教育効果の質的な向上を図ることに努めている。

PBL 型インターンシップについては、平成 25 (2013) 年度には、「研究技術開発型」、「ものづくり型」、「技術・技能向上型」、「地域活性型」の 4 分野を設定し、それぞれ 3 件、2 件、3 件、0 件の計 8 件で 14 人の参画を、平成 26 (2014) 年度は、7 件、0 件、6 件、1 件の計 14 件で 20 人の参画の実績を作り、平成 27 (2015) 年度も更に増加の目標設定で取り組んでいる。

また、グローバル化への対応の観点から、タイ王国の泰日工業大学 (TNI) との交換留学制度を平成 21 (2009) 年度より導入し、本学から TNI への留学ではインターンシップ型の交換留学方式を採用し、TNI での授業 1 ヶ月、企業でのインターンシップ 1 ヶ月計 2 ヶ月間 (40 日) の短期留学を実施しており、平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの累計での TNI インターンシップ型留学生数は 17 人となっている。この TNI でのインターンシップを体験した学生は皆、実施後、語学力や国際感覚、コミュニケーション力等が向上し、その後の学生生活や就職活動に積極的な姿勢をみせるようになってきていることから、今後も継続して留学生枠を増やしていく方針である。【資料 2-5-8】

3) 社会連携による推進

まず国 (文部科学省) との連携では、平成 21 (2009) 年度「大学教育・学生支援推進事業学生支援プログラム」に採択されたのを受け、専門家のキャリアカウンセラーを配置し、教員・事務職員・キャリアカウンセラーが三位一体となったサポート体制を構築したほか、新たに就職支援本部を設置し、就職支援全般の企画立案並びにサポートを行っている。その後も平成 22 (2010) 年度、平成 23 (2011) 年度の「大学生の就業力育成支援事業」の採択では「キャリアプランノート」の導入を図り、学生が入学時から計画的にキャリア形成に向けて取組める仕組みを整備した。

さらに、平成 24 (2012) 年度及び平成 26 (2014) 年度は、「産業界のニーズに応じた教育改善充実体制整備事業」のそれぞれテーマ A 及びテーマ B として採択され、関越地域大学グループ 18 大学 (代表校新潟大学) とともに、テーマ A では「産学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育開発」の中の「自律的人材育成のための PBL 型インタ

ンシップの高度化」を中心課題として、正課授業であるインターンシップの充実と学生自身の自己評価に取組み、テーマ B では埼玉県インターンシップ推進委員会の代表校として、埼玉県内 5 大学と支援団体主催によるインターンシップフォーラムの開催や、インターンシップマッチングフェアの開催により、産業界のニーズ全般の把握や学生一人ひとりに注目した就職支援体制の充実に努めている。

次に、本学と企業との連携では、開学当初から設置された「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」や「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」の場を介して、企業からの要望を汲み取ることで常に社会の変化に対応しながら、必要に応じて教育の内容と方法の見直しを行うこととしている。

また、就職支援の複線化として、地元の行田公共職業安定所と就職活動支援に関する協定を結び、ハローワークジョブサポーターが定期的に来学し、相談指導を実施するなど、ハローワークとの連携も深めている。【資料 2-5-9】

以上で述べたような施策により、就職内定率（民間就職希望者に対する内定者の比率）は、開学以来平均で 95.1%（製造学科 94.7%、建設学科 95.4%）を達成している。（資料 2-5-10）

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

上記で述べた通り、学生の社会的・職業的自立のための指導体制の整備は十分と判断しているが、更なる向上に向けた将来計画として下記 3 点を主な施策として取り組む方針である。

- ① インターンシップに代表される技術的側面を重視した実践型のキャリア教育の充実を図るとともに、社会人としての基礎的要素・資質の向上をはかるキャリア教育である社会人基礎力育成講座の充実にも力を入れ、バランスの取れたキャリア支援をさらに推進する。
- ② 長期インターンシップの社会人基礎力育成効果の大きさに鑑み、より教育効果の大きい PBL 型インターンシップの拡大・充実を図る。
- ③ 海外の大学との交換留学制度がグローバル化に対応するキャリア形成に大きな成果を生んでいることから、インターンシップ型の交換留学方式をより多くの諸外国へ展開し、「インターンシップの国際化」をさらに発展させて行く。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 客観化

教育目的の達成状況の点検・評価方法の基本的方針は、教務委員会で検討・決定している。各学科では各クォータの成績集計後、学科会議において全学生の成績一覧を配布し、学生全体の学修動向の検討や学修に困難のある学生、科目などの把握を行って情報を共有し、学生指導に活用している。学科会議後成績表を配布する際にはホームルームを開催し、担任が個別に学生と面談し、各学生の成績表を元に学修進度を計り、必要に応じ学修計画策定等の指導を行っている。【資料 2-6-1】 【資料 2-6-2】 【資料 2-6-3】 【資料 2-6-4】

2) 授業アンケート

授業アンケートを年 2 回行っている。内容は学生自身の履修態度、学習効果、授業運営、授業内容、総合評価の大項目からなっており、個別科目の教授方法や理解の難易度に加え、学生自身がその科目に取組んだ姿勢や獲得したものについても問うことで、学生自身に授業参加への自覚を促すとともに、学生の授業態度と授業のとらえ方の関係性も評価している。【資料 2-6-5】 【資料 2-6-6】

3) 資格取得

在学中に本学が取得を勧めている 3 級技能検定もしくは 2 級技能検定、販売士、商業施設士補等の資格について、資格情報として関連する授業等で推奨している。また、卒業後、実務経験を重ねることによって受験資格が得られる資格として、建設学科では、建築士、施工管理技士等、所定の授業（GS コース）を履修し単位を修得した学生が得られる測量士補の資格登録について該当者に解説している。建築士については、予備校などとタイアップしたガイダンス等を将来の受験に備え開催している。【資料 2-6-7】 【資料 2-6-8】 【資料 2-6-9】

4) 学長表彰

年に 1 回、年度末に学長表彰を行い、その年度に教育や研究成果、地域貢献活動、課外活動などで、大きな成果を挙げたと認められる学生や学生のグループを表彰している。表彰には二段階あり、学長特別表彰は「国際的な分野で顕著な成績をあげた者、国内における当該分野で最高水準の成績等をあげた者」に、学長表彰は「国内外における当該分野で優れた成績をあげた者」に贈ることとしている。

毎年度 1 月～2 月に製造学科、建設学科、ものづくり研究科のそれぞれから候補が推挙され、学生委員会の審議を経て学長が決定する。平成 25（2013）年度からは毎年度の推薦対象者数の目安を定めるなど、表彰に重みを持たせる工夫もしている。【資料 2-6-10】

5) インターンシップ等

インターンシップ先を対象に企業アンケートを継続して行い、インターンシップ修了生の活動への評価を通じた教育成果の評価を行っている。アンケートでは、生活態度や仕事への取り組み方のまじめさについては概して好評価を得ているが、先取性・積極性の不足の指摘を受けることがままあり、指導を強化している。また、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」などの本学と企業との連携組織も

本学への企業からの意見を受ける場となっている。平成 25 (2013) 年 12 月にはインターンシップ先の県内企業との情報交換会を開催し、さらに平成 26 (2014) 年 2 月には、ものづくり大学教育研究推進連絡協議会で「PBL 型インターンシップの実施状況と人材育成」を議題とした。そこでの、PBL 型は従来型より考える力やチームで働く力の醸成に優れるなどの意見を踏まえ、今後 PBL 型インターンシップの拡充を図っていくこととしている。企業との意見交換などの中では、本学の卒業生について、大学の目的と照らし合わせ、仕事ぶりや企業での人物像として一定の評価を受けており、目的が達成されていると判断している。【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】【資料 2-6-13】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

授業アンケート結果は教務委員会およびファカルティ・ディベロップメント推進委員会で取りまとめ、その結果を全教員に配布している。同時に個別授業のアンケート結果が各授業担当教員にフィードバックされ、各教員はアンケート結果と全体概要を合わせて授業改善策を検討し作成する。改善策はまとめられ、全教員に配布されて共有化される。これらの改善は黒板の板書方法や声の大きさ等の授業技術的側面から、授業内容にまで及んでいる。例えばアンケート結果を汲んで、製造学科では必修科目「基礎数学 I および演習」において計算能力の基礎を鍛錬する単位外特別授業を平成 26 (2014) 年度から開始した。建設学科では必修科目「構造・材料 I」において構造力学の基礎の理解度を高めるように補習授業を強化し、必修科目「ものづくり・ひとつづくり総合講義 A」においても文章の記述能力を高めるように補習授業を強化している。

また、平成 25 (2013) 年度から、教育内容・方法及び学修指導の改善ヒントになるように、本学で研修した工業高校教諭らを講師に「高等学校の生徒指導法に学ぶ」を FD 研修会として実施している。【資料 2-6-14】【資料 2-6-15】【資料 2-6-16】【資料 2-6-17】【資料 2-6-18】

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 25 (2013) 年度から、卒業生と在学生を対象とした学習等のデータ分析 (IR 分析) に着手しているが、これらの調査の相互比較や、学生の継続的な情報把握ができるような調査項目の設定などを今後の課題とし、教育目的の達成状況の点検・評価につなげていく。

新入生アンケートや授業アンケートなどの各種アンケート調査や、企業、卒業生などの幅広い意見を汲み上げる仕組みと、教員にフィードバックする仕組みの充実、それらフィードバックした内容が有効に実施されているか等について検討を進める。さらに、各種アンケートの相互比較等、総合的な分析を行い、有効な活用を図るため、教務委員会、就職・インターンシップ委員会等も加えて組織的な検討を行う。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス・厚生補導等に関しては教職員で構成する「学生委員会」が、心身の健康や相談に関しては「保健安全委員会」が中心となって事案の審議等を行い、必要な対応を行っている。

本学では、学生生活を安心して過ごし、学業に専念できる体制を整えるために、経済面、健康面、生活面等に関する各種相談・支援を行っている。

まず、経済面での支援においては、日本学生支援機構の奨学金に対する申請の支援を始め、その他の学外機関による奨学金制度の紹介に努め、その活用が十分に図られるよう支援している。また、ものづくり大学独自の奨学金として「ものづくり大学奨学金」、「ものづくり大学さくら奨学金」、「ものづくり大学生生活支援奨学金」、「総合資格学院奨学金」があり、これらはすべて給付制であり返還不要のものである。

「ものづくり大学奨学金」は、企業からの支援を受け、学部・大学院に在籍する2年次の学生を対象に、学部生一人30万円、大学院生一人45万円を給付している。平成26(2014)年度の実績として19人分660万円を給付している。

「ものづくり大学さくら奨学金」は、行田さくらロータリークラブを中心とした地元行田市民の有志の寄附を原資として、学部等に在籍する3・4年次の学生を対象に一人12万円を給付している。平成26(2014)年度の実績として4人分48万円を給付している。

「ものづくり大学生生活支援奨学金」は、大学創立10周年を記念して大学が創設したもので、学部等に在籍するすべての学生を対象に、家計状況や経済的必要性等を勘案して一人30万円～60万円を給付している。平成26(2014)年度の実績として33人分990万円を給付している。

「総合資格学院奨学金」は、建築関係の各種国家資格試験対策の講習を行う株式会社総合資格からの寄附を原資として、学部（建設学科）及び大学院等に在籍する1年次の学生を対象に、一人24万円を給付している。平成26(2014)年度に開始し、実績として2人分48万円を給付している。

上記の奨学金に関しては、毎年度「奨学金のしおり」を作成して、4月上旬に説明会を開催しているほか、学生の個別相談にも応じ、経済的支援を必要とする、より多くの学生が奨学金の支給を受けられるよう努めており、何らかの奨学金を受給している学生の割合は34.4%となっている。

そのほか、特待生制度を設け、入学時及び2年次以降一定の成績を修めた学生に対して、年間授業料の全額または半額の免除を行っている。また私費外国人留学生に対しては平成27(2015)年度から新たな授業料等優遇措置を導入している。【資料 2-7-1】

次に、健康面での支援においては、毎年春、全学生を対象として健康診断を実施しているが、その時に受診できなかった学生に対しては秋に実施し、学校医がチェックすることにより、学生の健康状況の把握に努めている。また、大学本部棟に保健センターを設置して、大学の指定病院の医師による健康相談を月2回実施しているほか、学生課職員により、

軽微な怪我の応急手当や体調不良を訴える学生への対応を行っている。なお、重大な怪我や急を要する病気については、必要に応じて救急車の手配や医療機関の確保、保護者等への連絡など、緊急時の迅速な対応を行っている。さらに、突然の心停止に対応するため、AED（自動体外式除細動器）を学内5か所（大学本部棟1・2階、建設棟、製造棟、ドーミトリ）に設置し、応急的な救命措置が行える体制を整備している。

次に、心の健康管理面での支援においては、2人の有資格カウンセラーを配置した「ふれあいルーム（学生相談室）」を設置して、週5日間、電話やメールによる相談や面談によるカウンセリングが受けられる体制を整えている。学生に対しては「ふれあいルーム」が、気軽に相談できるということを周知しており、平成26（2014）年度には年間延べ約600件の相談が寄せられている。相談内容としては、心理関係の相談が約7割、教育関係の相談が約2割、その他（学生生活全般）が約1割となっている。また、「ふれあいルーム」での相談やカウンセリングのほかに、全学生を対象にした大学生活アンケートを実施しており、不安感、孤独感、睡眠状況、食欲など精神面での状態把握に努めている。アンケートの結果についてはカウンセラーが分析し、精神的に不安定な学生に対しては早期にカウンセリング等の対応をするように努めている。【資料2-7-2】

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントなどのハラスメントに対しては、「ハラスメントの防止に関する規程」【資料2-7-3】を制定し、学生からの相談や苦情への対応は学生課が窓口となり、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重しながら、事実関係の確認や当事者に対する指導・助言等を行い、問題を適切かつ迅速に解決する体制を整えている。

次に、福利厚生などの日常生活面での支援においては、食堂や売店、学生寮等を設置している。食堂は約500席を配し、学生の利便性に配慮して朝食、昼食、夜食それぞれの時間に対応した営業を行っている。また、営業時間中にはパンやおにぎり類などのテイクアウトもできるほか、パーティーなどにも利用できるようにしている。なお、食堂は学生・教職員の利用だけでなく、一般市民も利用できるように開放している。

学生寮（ドーミトリ）は、個室200室を有し、新入生の希望者全員が入寮できる体制を整えている。【資料2-7-4】大学のキャンパス内に立地し、管理人が常駐している。部屋は冷暖房機器、ユニットバス（バス、トイレ、洗面所）、ベッド、机、椅子、クローゼットを備えたワンルームである。寮内にはラウンジ、ランドリー室、電気調理器のある給湯室、ジュースや菓子などの自動販売機等充実した設備を備えており、入寮学生の安心と快適な生活のための支援を行っている。また、学生寮の1階にはクラブ・サークル活動や研修会などで利用できる「合宿研修センター」を併設している。セミナー室2室、和室3室、大浴場（男女各1）等を備え、学生フォーミュラやロボコン等の学生プロジェクトなどの多様な課外活動に対応できる体制を整えている。

課外活動に対する支援としては、体育館にクラブ・サークルのために部室を設置するとともに、活動に対する助成を行っている。さらに、クラブ・サークル専用掲示板の設置やクラブ・サークル紹介誌の発行、大学のホームページ上にクラブ・サークルページの開設などの支援も行っている。また、製造・建設の両学科に作業スペースを備えた「ものづくり工房」を設置し、教員指導のもとで各種大会等へ参加するための練習を行ったり、学生が自由にもものづくりを行うことができる環境を整えている。特に学生個人や団体が自分た

ちで企画・設計・製作品及び大会出場等を運営する様々な「学生プロジェクト」においては、教員及び非常勤講師が、それらプロジェクトへの専門的助言・支援を行いながら、学生の「ものづくり工房」等での作業の安全管理を行っている。【資料 2-7-5】。

アルバイトを希望する学生に対しては、学業への影響の少ないものを薦めるという観点で情報を提供するよう努めるとともに、学内の実習等のサポートを行うティーチングアシスタントやオープンキャンパス・ものづくり体験学習に協力する学生スタッフなど、自己啓発やコミュニケーション能力の向上にも役立つアルバイトの斡旋も行っている。

交通事故の防止や社会規範意識の醸成を図るため、交通安全講習会や大麻薬物の乱用防止に関する講習会などの安全対策及び法令遵守教育を実施し、学生生活の安心・安全の確保にも配慮している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の生活全般にかかる相談等に関しては、製造・建設両学科の担任教員や学科長、学生課などが学生の悩みや要望に親身に対応し、学生の問題解決に適した部門と連携して対策を講じるよう努めている。

また、学生のニーズや社会情勢の変化に対応するため、新入生アンケートや卒業生アンケートを継続的に行い、学生の考えや悩み、要望等を把握するよう努めている。アンケート結果から、大学に対する満足度をみると、入学時には「満足」と「少々満足」をあわせて6~7割であったものが、卒業時には「満足」と「少々満足」をあわせて約8割となっており、特に「満足」の割合が年々上昇してきている。【資料 2-7-6】

さらに、アンケート以外に、学生からの意見・要望等を把握する手段として、「学生生活連絡相談ポスト」を学内3カ所（学生課、製造学科、建設学科）に設置している。寄せられた意見・要望等については、「学生委員会」で検討した上で、関係する教員や関係部署に対応を依頼している。記名で意見を寄せてくれた学生に対しては、対応状況などについて必ず説明するよう努めている。

学生寮に入寮している学生の意見・要望等に関しては、学生が運営する寮自治会と定期的に情報交換を行い、そこで出された意見などを寮の運営・管理に反映させて、快適な寮生活のための環境整備を行っている。

なお、平成 27（2015）年度からは教職員が学生一人ひとりの状況等を一元的に把握できる「学生カルテシステム」を導入し、よりの確な学生サポートの充実に取り組んでいる。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

奨学金制度は整備されているが、今後も経済的理由により学業を継続できない学生を少しでもなくせるよう、奨学金制度の充実と利用促進の周知に努める。

心の健康管理は、年々重要性を増してきており、精神面のケアが必要な学生、特に社会適応性の低い学生のケアを一層充実する必要がある。

また、多様な学生のニーズや社会環境の変化に的確に対応するために、アンケートや意見交換による学生の意見・要望等の把握に努め、十分な分析を行うことで、学生の満足度を高める方策を検討する必要がある。

さらに、より多くの学生からの声を把握するための「学生生活連絡相談ポスト」の周

知に努めて、学生の活用を促すとともに、教員と職員の連携をさらに深め、きめ細かな支援を行うなど、学生の満足度を高める努力をしていく必要がある。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教育課程を適切に運営するために 38 人の専任教員（教授、准教授、講師）を技能工芸学部に配置しており、大学設置基準第 13 条に定める必要専任教員数（37 人）を満たしている。製造学科は教授 14 人（74%）、准教授 4 人（21%）、講師 1 人（5%）である。博士の学位取得者は教授 14 人のうち 11 人、准教授 4 人のうち 4 人、講師は 0 人で製造学科教員 19 人の 79%である。一方、建設学科は教授 12 人（63%）、准教授 5 人（26%）、講師 2 人（11%）であり、博士の学位取得者は教授 12 人のうち 7 人、准教授 5 人のうち 4 人、講師 2 人のうち 2 人で建設学科教員 19 人の 68%である。なお、各学科の各コースを主として担当する教員の配置は、製造学科では、先進加工技術コース（5 人）、機械デザインコース（6 人）、電気電子・ロボットコース（5 人）、情報・マネジメントコース（2 人）、その他（1 人）建設学科では、木造建築コース（5 人）、都市・建築コース（5 人）、仕上げ・インテリアコース（4 人）、建築デザインコース（4 人）、その他（1 人）である。【資料 2-8-1】

大学院ものづくり学研究科の教員は、学部の教員がこれを兼ねることとしている。製造系と建設系の内容を総合した科目においては、両学科の教員の協力のもとに教授し、またそれぞれの専門性を活かした科目においては、当該分野の教員が中心となって教授するものとしている。

専任・兼任比率については、38 人の専任教員と 308 人の非常勤講師を配置している。学科ごとの非常勤講師の割合は製造学科 75.3%、建設学科 92.8%である。【資料 2-8-2】これは、特に実験・実習科目などにおいて少人数教育体制の充実を確保し、ものづくりの現場で実際に活躍している指導者を常時確保するための積極的措置でもある。実習科目においては、専任教員又は客員教授 1 人と非常勤講師又は TA1~4 人で 1 クラスの学生を指導している。つまり、安全の確保と、確実な技能・技術の修得を図っているため兼任者の比率が高くなっている。なお、全ての授業科目に主担当教員として専任教員を配置し、授業運営の責任者としている。

教員の年齢構成は、61~65 歳が 23.7%で一番多く、51~65 歳までの合計では全体の 63.2%を占めており、全体として年齢分布は高年齢に偏っている。これは、実技や実務を

重視したカリキュラムを遂行するため平成 13(2001)年の開学依頼、企業等からの招聘により実務経験豊富な教員を採用することに力を入れてきた結果であり、豊富な経験があること、学内における非常勤講師との連携や対応が容易にできること、学外におけるインターンシップや就職先との信頼確保ができるなど多くのメリットがあげられる。

教員の1週当たりの担当授業時間数(コマ数)は各職位や学期により差異はあるものの、平均して週に12~14時間程度である。【資料 2-8-3】

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用は、中長期経営計画による学科ごとの教員定員を基本として実施している。定年退職等による補充の場合、学科において「ものづくり大学教育職員選考規程」【資料 2-8-4】および「ものづくり大学教育職員選考基準」【資料 2-8-5】に基づき、採用しようとする教員の専攻分野、職種、理由、発令希望日等を検討のうえ、学科長が学長に申し出て、代議員会の議を経て、募集を行う。募集方法には公募とする場合と企業等に推薦を依頼して行う場合とがあるが、いずれの場合においても教授会で教員選考委員会を設置し、その選考委員会による審査により採否を判定し、代議員会の議を経て学長が決定し、理事長に発令を依頼している。

本学ではすべての教員が5年間(助教は3年間)の任期制であり、任期更新を希望する教員について教員再任審査委員会において審査し、代議員会の議を経て学長が決定している。

教員の昇任については、学科長から学長に上申し、教育職員勤務成績評価票と教育研究業績書により代議員会で審査を行い、昇任の是非を審査し、学長が任期の更新をするか否かを決定した上で理事長に発令を依頼している。なお、教員評価は、「ものづくり大学職員勤務成績評価規程」【資料 2-8-6】により、平成 24(2012)年度から実施している。

教員の研修、FD等の教員の資質向上の取組みとしては、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会【資料 2-8-7】で方針を決定している。外部の研修については、他大学主催、民間主催、高等教育関連団体主催等に参加するとともに、参加した教員の報告により情報の共有化を行っている。学内におけるFD研修では、例えば、本学で一年間研修中や研修を終えた高校教員に「工業高校における現状と指導の工夫」、「現代の子供達の実態」についての講演を依頼し、さらに高校長経験者に「高等学校で学校活性化のために実施したこと」、「高校で実践してきた授業改善の例」、「中途退学者防止の取組み」などの講演を依頼し、高校生の実状を把握し新入生への対応の仕方や初年次教育への取組みに活用している。【資料 2-8-8】また、よりよい授業を目指す取組みとして、教員による授業の相互見学を実施し、当該授業の優れた点、活用したい点などを授業見学コメントシートに記載し全学的に共有することで、学生の授業への動機付けを向上させ、分かりやすい授業にすべく活用している。

新任教員の導入教育は、学長及び学部長が大学の基本理念等の周知を図り、学科長が授業の具体的な実施方法等を指導、また、事務局が係ごとに担当業務の説明等をしている。

また、各教員が所属する学協会における委員会などでの研究活動、学外企業、研究機関との共同研究、文部科学省科学研究費補助金による研究などによって教員の資質向上を図

っている。大学からの個人研究費は 50 万円一律に配分され、研究用の機器の購入や教員の所属学会の大会、研究発表会、各種研修会、シンポジウムなどへの参加費などに当てられている。また毎年度 2 人の教員に対し、海外研究活動の補助として研修費 (1 人 25 万円) を支援している。【資料 2-8-9】

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

大学設置認可を受け開学した平成 13(2001)年以來「教育課程編成にあたっては、学部の特攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」(学則第 22 条第 2 項)に基づき、製造学科、建設学科それぞれに専門分野も見据えた上で幅広い人材として有用な教養系の教育科目を開設してきた。【資料 2-8-10】学生自らが問題の発見と解決方法を見いだすために、実習によって実践的な学習に取組ませ、安全教育はもちろんのこと、実大の課題制作で実社会でのニーズ・機能・構造・材料・形態・コスト・環境などを考慮・配慮することを常に意識させることで、本学の学生として社会に出て活躍するための教養を身につけさせることができると考えている。現状の科目配置や単位数、授業実施の状況については教養教育関係科目一覧【資料 2-8-14】のとおりである。

しかしながら、教養教育の一層の充実のためには、組織的な取組みを進める必要があることから、教務委員会の下に、教養教育専門部会【資料 2-8-11】を設け、教養教育全般のあり方や授業改善の方向性について検討しているところである。【資料 2-8-12】【資料 2-8-13】

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

教育職員の採用に当たっては、中長期経営計画に従い、各学科の将来のあり方を見通した募集を実施する。

教員の研修、FD 等の教員の資質向上の取組みとしては、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会で方針を決定し実行しているが、今後もより具体的方策の実施を進める。

教養教育については、教務委員会の下に組織化されている教養教育検討部会を中心に今後教養教育全般のあり方や授業改善策などをとりまとめる。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備

本学のキャンパスは、埼玉県行田市内の1箇所のみであり、校地、校舎、施設、実習施設、図書館等の教育上必要となる施設を集約して設置している。校地面積は 118,456 m²、校舎面積は 34,399 m²であり、大学設置基準面積（校地 12,400 m²、校舎 16,329.8 m²）を十分に満たしている。【資料 2-9-1】

本学は、学則第1条に定めた「豊かな社会性・創造性・倫理性を身につけた技能技術者を育成することを目指す」ことから、実習が多いカリキュラムが特徴である。これを実現するため、教育研究施設（製造棟、建設棟、中央棟）においては、主として1階を実習場とし、2階以上に講義室、研究室を配置することで統一している。

キャンパスは、上記施設の他に、大学本部・図書情報センター、大学会館、ドーMITリ・合宿研修センター、体育館、グラウンド等で構成され、地域社会にも開放し、広く利用されている。【資料 2-9-2】

① 大学本部・図書情報センター

大学本部・図書情報センターは、事務局機能が集約された大学本部と、自習や資料検索等を行う図書情報センターとで構成される。大学本部には、事務部及び学務部を置き、図書情報センターには、図書館を併設している。

図書情報センターは、座席数 191 席（通路席、パソコン席、ソファ等を含む）、面積 918 m²の規模を有し、蔵書数 44,036 冊（うち視聴覚資料 1,921 点）、定期刊行物 134 タイトル（うち外国書 13 タイトル）、電子ジャーナルは 11 件である。蔵書等の中には製造・建設の各専門分野を主とした図書や教養的な図書、DVD 等の視聴覚資料、定期刊行物等を備えている。これらは図書情報センター内に設置された自習可能な閲覧スペース、雑誌閲覧スペース、グループ利用室等で閲覧でき、学生数に対して十分な学術情報資料を確保し、教育研究やグループ活動を行える環境を提供している。【資料 2-9-3】、【資料 2-9-4】また、開館日数は、年間 210 日（平成 26（2014）年度）、開館時間は平日 9 時 30 分～18 時 00 分、各学期末試験週間 9 時 30 分～18 時 30 分（平成 26（2014）年度）としている。業務は、2 人の職員で交替制の勤務体制をとり、利用者への対応を行っている。

② 製造棟

製造棟は、製造学科の教育・研究施設であり、製造学科の教育目標を達成するために必要な教育・研究環境を整えている。1階には、切削・研削・シートメタル加工・鋳造・溶接等を行う 5 つのショップと分析・評価・コントロールセンシング・ロボット等を行うセンターが設置され、ショップとセンター別に実習機械等を整備している。また、学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、「ものづくり工房」を設置している。2、3階には、講義室・製図室・研究室・コンピュータ制御室・コンピュータ演習室等を配置している。【資料 2-9-5】、【資料 2-9-6】、【資料 2-9-7】、【資料 2-9-8】

なお、実習の安全を充実するために常に施設・設備の安全面や環境面の改善を図っており、平成 25（2013）年度には、製造棟の実習場に排気設備の増設を行った。

③ 建設棟

建設棟は、建設学科の教育・研究施設であり、建設学科の教育目標を達成するために必要な教育・研究環境を整えている。1階には、ティンバー実習場、ストラクチャー実習場、フィニッシュ実習場が設置され、実習場別に実習機械等を整備している。また、

学生が講義時間外に自学実習を行うことができる、「ものづくり工房」を設置している。2、3階には、講義室・製図室・コンピュータ演習室・研究室等を配置している。【資料 2-9-5】、【資料 2-9-6】、【資料 2-9-7】、【資料 2-9-8】

④ ものづくり工房

学生が講義時間外に自学自習を行うことができる場として「ものづくり工房」を設置している。製造棟には、1箇所、建設棟には、工房1から工房3まで3箇所あり、各々隣接するティンバー・フィニッシュ・ストラクチャーの各実習場とあわせて、学生の活発な課外活動の場となっている。学生が安全に作業を行えるよう指導する目的から、利用は許可制となっており、専門的機械などを使う作業を行う際には指導教員による承諾を事前に得た上で原則として教員立ち会いの下での作業が義務づけられている。平日は原則、9:00～20:00の時間帯、また土曜日にも指導教員の許可を得ての作業が可能となっている。

⑤ 中央棟

中央棟は、建設学科・製造学科の双方で使用する施設であり、実習場、講義室、研究室、講師控室、大学院生室、ものづくり研究情報センターを設置している。1階の大講義室は、講義のみならず、学外の一般市民を対象とする講演会等の様々な用途にも利用されている。

⑥ 学内の情報サービス環境

図書情報センターに隣接する大学本部内に置かれた学務部教務・情報課が、学内LANの整備・運用、ノートパソコン利用環境を管理・提供している。また製造棟、建設棟内においてCAD/CAM画像処理などの専門情報関連の実習環境を提供し、さらに自習環境として授業時間外に情報端末環境を開放し、職員と教員が連携して、自習環境開放時間内における学生への対応を行っている。

⑦ 大学会館

大学会館は、学生の健康と生活のゆとりをサポートするための施設であり、学生食堂、購買部、ミーティングスペースが設置されている。

⑧ ドーミトリ・合宿研修センター

ドーミトリ・合宿研修センターは、学生が生活する200室の個室、合宿研修向けの宿泊室、セミナー室等が設置されている。1年次の希望者が入寮するほか、個室の空き状況により寮の自治を担うための上級生や留学生への宿舍提供を行っている。【資料 2-9-8】

学生生活の充実と生活環境の安定を図るために常に施設・設備の保守・改善を行っており、平成24(2012)年度～平成26(2014)年度にかけて、200室全ての個室の空調機を更新した。【資料 2-9-9】

⑨ 体育館・グラウンド施設

体育館は、1階にアリーナ、2階に部室12室を備え、スポーツ関係の授業、課外活動等に使用されている。アリーナは、平日は9:00～20:00の時間帯に開放されており、土日・祝祭日も事前申請することにより利用可能となっている。また、体育館には軽音部やバスケットボール部などの部室が設けられており、学生の活発なサークル活動を促す環境を整備している。この他に、体育施設としては、屋外スポーツ施設として、グラウンド、テニスコートも設置している。【資料 2-9-10】グラウンドは、主にコミュニケー

ション学の授業や野球部などサークル活動としての運動競技のほか、碧蓮祭(学園祭)などの学内行事に活用されている。

これらの施設は、学外の利用希望者にも開放している。なお、外部貸出等の窓口としては事務部総務課がその業務にあっている。

2) 整備、運営管理

上記①～⑨の校地・校舎及び各施設・設備の安全性・利便性等の維持・向上を図るため、教員と事務職員で構成される施設委員会を設置し、教育環境の整備を図っている。なお、学内施設管理の全般は、事務部総務課が担っている。

教育研究用機器備品については、学務部教務・情報課及び教務職員が管理責任を担い、双方の連携の下、改修や改善の要望に基づき維持管理に努めている。

情報設備及び図書情報センターについては、教員と事務職員で構成される図書情報センター運営委員会及び情報ネットワーク専門部会を設置し、教育環境の整備を図っており、維持管理の全般は、学務部教務・情報課が担っている。

校舎は、平成 13 (2001) 年から平成 15 (2003) 年にかけて竣工したものであり、耐震性については当初より十分な設計強度が確保されている。バリアフリー施設の導入については、順次実施しており、これまでに、スロープの設置、出入口の自動ドアへの変更、出入口の段差解消等を進め、建設棟、体育館以外の建物について、バリアフリー化を実現している。日常的な施設管理にあたっては、セキュリティシステムによる機械警備や守衛による管理のほか、夜間の巡回警備も実施しており、また緊急時の教職員連絡体制を整えている。不測の事態においても迅速な初動対応を行うために「危機管理マニュアル」を作成し、教職員だけでなく学生にも配付している。【資料 2-9-11】安全確保のため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者を置き、教職員・学生に対する安全衛生業務を推進するとともに、教職員に対しては安全衛生委員会、学生に対しては保健安全委員会を中心とする安全確保の体制を整えている。防火対策としては、学校法人ものづくり大学防火管理規定に基づき、防火対策委員会を開催し、年 1 回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。常時火災予防について徹底を期するため、防火管理者及び各責任者を選任し、管理を行っており、年 2 回の消防法定点検や自家用電気工作物の法定点検等を行い、火災予防に努めるとともに、月 1 回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。災害時の対応として、教職員・学生を対象に年 1 回、安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っているほか、これとは別に、寮生を対象に年 1 回入寮時に避難訓練を行っている。

施設・設備に対する学生の意見は、「授業アンケート」の実施、任意記名式の「学生生活 連絡・相談ポスト」を学内に設けるなどの聴取の仕組みを整え、改善に活かしている。学生からの意見を取り入れた事例として、ネットワーク環境を学内のどの場所でも快適に利用可能とするため無線 LAN の増設を平成 24 (2012) 年度に行った。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在で、学部の在籍学生数は 1,091 人で製造学科 1 年生 130 人、2 年生 131 人、3 年生 107 人、4 年生 123 人 (留年者含む)、建設学科 1 年生 183 人、2 年生 167 人、3 年生 125 人、4 年生 125 人 (留年者含む) である。

受講学生数の管理については、両学科ともに、講義科目は原則 1 クラス 60 人前後に分

け(定員 150 人の学年全体が受講する科目を除く)、学生が十分な指導を受けられる体制を整えている。また、自習室、図書館を含めて学内には学生が利用するのに十分な数(図書情報センター、製造棟、建設棟に合計 335 台【資料 2-9-12】)のパソコンが整備されている。実習系科目数が多い本学の特徴として、実験・実習系の科目では、受講者を非常勤講師が率いる 15~20 人程度のチームに分け、安全面の管理を含めた適正規模を厳守している。特に専門性の高い科目においては、教育の質を維持するという観点から、定員制を敷き、選考基準を予め学生に周知した上で受講者数を限定している。

平成 26(2014)年度第 1 クォータから第 4 クォータの間に開講された授業に対する学生数別クラス数の割合は、クラス別学生数一覧表【資料 2-9-12】のとおりである。(各学科で独自に実施している少人数制の実験・実習のクラス、セミナー、全学的に少人数で実施している製造学科の「フレッシュマンゼミ」、「創造プロジェクト A、B」及び建設学科の「創造プロジェクト I~IV」並びに卒業研究および制作を除く。)クラス別学生数一覧表【資料 2-9-12】より、20 人以下のクラスサイズが約 15%、20 人超 40 人以下のクラスサイズが約 25%、40 人超 80 人以下のクラスサイズが 44%、80 人を超えるクラスは約 16%である。授業を行う学生数の状況については、各モデルコースや専門分野ごとに定期的に意見交換を行い、受講生数の変動に対応した柔軟な授業時間割の設定等を進めている。

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

施設設備については、常により良い状態に維持管理することが必要であり、学生からの意見や、教員相互での授業見学等を通じた指摘事項に対応するよう努める。

また、日常的に施設巡視を実施し、使用状況、老朽化状況を把握することに努め、老朽化の進む建物から優先的に保全工事および改修工事を検討・実施する。また、建物の出入口にスロープがない建設棟、体育館について、優先的なバリアフリー化を進める。

安全衛生委員会、防火対策委員会および保健安全委員会を定期的を開催し、労働災害事故、火災、ヒヤリ・ハット事例等の情報共有を促進することで、教職員、学生の安全意識の一層の向上を図る。

一部の科目について、受講者数が 100 人を超える事例が認められるため、時間割の作成に当たり、学生の履修状況のシミュレーションを綿密に行い、適切な受講者数となるよう調整する。さらに、図書情報センターについては開館時間(現行 9 時 30 分)を早める工夫を検討する。

【基準 2 の自己評価】

平成 26(2014)年に 3 つのポリシーの整合性を図ったことにより、学修と教授に関する全学的な体制と仕組みは適切に整備されたと評価している。学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーに示す要件を満たす学生を、同ポリシーに基づき公正かつ妥当な方法で実施している。課題は、平成 26(2014)年から 2 年連続で入学定員を超える入学者を確保したものの、製造学科の入学定員及び収容定員が充足できていないことであり、地方入試の拡充、外国人留学生・女子学生の募集強化など、受験生の多様化と時代の変化に対応した学生募集を展開するとともに、教育課程及び教授方法についても、学科間での運用面でレベル差を改善し、引き続き、社会や産業界の要求に柔軟に対応したカリキュラ

ムの見直しや改訂を推進する。

学修及び授業の支援は、教員と職員が連携して、効率的で充実した支援体制を構築している。特に実習・演習系授業において、非常勤講師および TA を適切に配置することで少人数制の授業を実施し、習熟度をあげている。さらに、授業アンケートの活用に加え、平成 24（2012）年度の学修対策本部の設置、平成 26（2014）年度の出席管理システム・学生カルテの導入により、教職員が連携して学生の学修状況をきめ細かに把握し、授業支援および退学率の低減に努めている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「ものつくり大学学則」、「履修規程」等に明確化され、厳正に適用・実施している。特に、成績評価基準については、平成 25（2013）年度より GPA 制度を導入し、学業成績に問題のある学生の早期発見と奨学生を選考等に活用している。

キャリア支援については、1 年次よりガイダンスを実施し、進路意識の向上に努めている。開学以来、民間就職率は 9 割以上を堅持しているが、今後とも、ものづくりのグローバル化、少子高齢化等の社会情勢の変化にともなう産・官・地域が大学に求めるキャリア教育のあり方の把握を怠らず、不断の改善を行っていく。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、授業アンケート、就職状況の調査、卒業生アンケート、企業アンケート等の各種調査により、学生、企業の意見を汲み上げ、適切な分析・評価・フィードバックへつなげている。学生生活のサービスについても、経済面・健康面・精神面が三位一体となった対策を講ずる一方、学生カルテの活用と絡め、教職員が緊密な連携を図り、迅速な対応に努めている。

教員の配置や職能開発等については、教育目的および教育課程に即した教員の確保・配置が適切に行われている。また FD 研修に加え、教員の昇任・評価については「教育職員勤務成績評価表・教育研究業績書」制度の導入により、教員の資質・能力の向上に努めている。さらに教養教育については、教務委員会の下、教養教育専門部会を設置し、教養教育全般のあり方や授業改善の方向性について検討している。

教育環境の整備については、大学設置基準を上回る十分な校地、校舎を整備している。なお、開学より 15 年が経過したことから、施設・設備の安全性の面で、保全の必要性が見られる施設・設備を優先して修繕を行うとともに、建物のバリアフリー化を順次進めている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「学校法人ものづくり大学寄附行為」第 3 条【資料 3-1-1】において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を行い、もって高い社会性を身につけた創造性豊かな技能技術者を育成し、あわせて在職者等の職業能力開発及び向上に寄与することを目的とする。」と明確に定めている。本学は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って誠実に学校教育にあたることを表明している。

また、「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」【資料 3-1-2】、「学校法人ものづくり大学情報公開規程」【資料 3-1-3】、「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」【資料 3-1-4】、「学校法人ものづくり大学利益相反規程」【資料 3-1-5】を定めることにより、経営の規律と誠実性を維持する努力をしている。

「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」【資料 3-1-10】においては、建学の理念とそれに基づく使命・目的を実現するための基本方針を定め、基本方針を踏まえた重点方針を定めるとともに、教育の質の向上、産学官共同研究事業・委託訓練・公開講座等についても、それぞれの目標達成に努めている。さらに、将来計画委員会において、中長期経営計画に基づく年度ごとの行動計画を作成するとともに年度末には点検評価を行っている。【資料 3-1-11】

また、大学の教育研究の推進及び産業の発展に寄与することを目的とし、本学建学の理念に賛同し、その教育研究に参画、支援を行う団体から構成する「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」（現在 185 社が加入）【資料 3-1-12】を置き、総会を年 1 回開催している。会員企業に対しては、カリキュラム編成及び学生（卒業生）の能力評価についてのアンケートの実施、総会でパネルディスカッションを行うことなどにより改善策を実施する際の参考としている。

さらに、大学と県内産業界等、地域社会及び行政との情報の収集・提供、連携策の検討、その他の連携事業への支援などを図るため、「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」【資料 3-1-13】を置き、幹事会を年 2 回、総会を年 1 回開催している。協議会会員組織に対し

て、大学との連携事業の実施状況や実施計画を報告し、意見を徴集して地域連携事業へ反映している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

「学校法人ものづくり大学寄附行為」、「ものづくり大学学則」【資料 3-1-14】及び「学校法人ものづくり大学就業規則」【資料 3-1-15】等の諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、私立学校教職員共済法、学校法人会計基準さらに労働基準法、労働安全衛生法、日本私立学校振興・共済事業団法等の関係法令に則って制定され、教職員はこれらの法令や規程を遵守している。文部科学省からの通達や事務連絡は関係者が共有するとともに、関係団体からの情報を積極的に収集し、事務部総務課を中心に組織的な対応をしている。

法令等の不明点については、文部科学省に照会するほか、必要に応じて、顧問弁護士に確認し、適切な対応ができる体制を整えている。文書の取扱いについては、主管の事務部総務課の管理の下、「学校法人ものづくり大学文書取扱規程」【資料 3-1-16】に基づき、適正な処理をしており、法令で定める申請や届出に関しては、「学校法人ものづくり大学事務決裁規程」【資料 3-1-17】に基づき、決裁権者の承認及び関係部署の合議を経て決裁する手続きを遵守している。

また、研究活動に対する不正防止を図るため、「ものづくり大学科学研究費補助金取扱規程」【資料 3-1-18】、「ものづくり大学科学研究費補助金に係る間接経費の取扱い（内規）」【資料 3-1-19】により研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。個人情報保護については、「学校法人ものづくり大学個人情報の保護に関する規程」【資料 3-1-20】を制定し、個人情報の取扱いに関して必要事項を定め、本学における個人情報の適切な保護に努めている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

① 環境保全への配慮

実務・実技教育においては、教材として材料・製品が必要となるが、関連する法令を遵守した材料・製品を使用するとともに、発生する廃棄物については適正な廃棄物処理業者に処理を委託することで、環境への配慮をしている。

二酸化炭素排出量・電気使用量の削減による地球温暖化防止活動の一環として、夏期は5月1日から10月31日の期間、クールビズを推奨し、ノーネクタイ・ノー上着で勤務し、エアコン設定温度を28℃とした。冬期については、12月1日から3月31日の期間、ウォームビズを実施し、エアコン設定温度を20℃とし、インナーウェア等の重ね着を推奨した。また、東日本大震災後の平成23(2011)年度から省エネ対策のひとつとして、学生・教職員が図書館の周囲を緑で覆うグリーンカーテンづくりに取り組んでいる。さらに、健康増進法に基づき、建物内を禁煙にし、喫煙は所定の場所に限定した。

学内の廊下、大学本部などで灯りが無くても影響がない場所では、電灯の間引きを行い、電気使用量の削減を行っている。また、平成25(2013)年度から、学内の外灯について、消費電力が低く、二酸化炭素排出量も少ないLEDへの変更を進めている。

② 人権への配慮

ハラスメントは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントなど、教職員や学生にとって最も懸念される人権問題であるため、「ハラスメントの防止に関する規程」【資料 3-1-21】に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を定めている。

学生に対しても、「ものづくり大学学生生活便覧」【資料 3-1-22】にハラスメントに関する事項を掲載し、相談窓口を周知するとともに、ハラスメントの防止、ハラスメントに関する知識を啓蒙している。なお、ハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口は、教職員対象には事務部総務課、学生対象には学務部学生課を窓口としている。

法令、学校法人の寄附行為、若しくは学内諸規程に違反又はそのおそれがある行為の早期発見及び是正を図るために、「学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程」を制定し、公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報の守秘義務及び通報者に対する不利益取扱いを禁止している。

「学校法人ものづくり大学個人情報保護に関する規程」【資料 3-1-20】において、個人情報を取得するにあたっては、その利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱わなければならないことなど、個人データの管理、開示の基準について定めている。なお、学生からは、平成 18（2006）年度より、在学生の氏名、学生番号を授業や奨学金の連絡、健康診断等に使用するため公益財団法人埼玉県健康づくり事業団や奨学金寄付企業等の第三者への提供について同意書を得ている。

③ 安全への配慮

学内外における安全衛生確保のため、労働安全衛生法に基づき統括安全衛生管理者（専務理事）、安全管理者（事務部長、製造学科長、建設学科長）及び衛生管理者（総務課長）を置き、教職員、学生に対する安全衛生業務を推進するとともに、「学校法人ものづくり大学安全衛生管理規程」【資料 3-1-23】に基づき、安全衛生委員会を中心とする安全衛生確保の体制を整え、関連法令の遵守のための施策推進を図っている。なお、各講義室・実習室に安全衛生施設管理者を選任し、安全衛生管理を行っている。また、学生の安全・衛生に関しては、「ものづくり大学保健安全規程」【資料 3-1-24】に基づき、年 3 回（春と秋は全学年、2 月は、3 年生を対象）の学生健康診断の実施や大麻・薬物及び交通安全に関する講習会、防犯講習会、学生寮女子学生への警報ブザー配布、学生寮個室の安全点検などを行っている。衛生面では、新型インフルエンザの流行以降は、洗面所等への消毒設備の設置などを行っている。また、保健センターやふれあいルームを設置し、学校医による健康相談や、カウンセラーによる心身の健康管理に対応している。

本学は、実技教育を重視し本格的な実習を実施しているが、専任教員のほかに多数の非常勤講師を配置し、少人数教育により学生の安全を確保する体制を整えている。具体的には、実習では KY（危険予知）活動を取り入れ、安全教育を励行し、学生全員に安全手帳を配布し、実験・実習時に必ず携行するよう指導し、また、実習で使用する工作機械や作業上の注意点を周知するとともに、安全衛生面での組織倫理遵守を義務付けている。インターンシップを履修する学生については、「安全工学」「救命法・衛生」「社会人基礎力育成

講座」等の授業を履修するよう推奨しているほか、インターンシップ履修直前に安全講習を行っている。

学内での怪我等に加え、課外活動、インターンシップ、アルバイト等での怪我等にも対処するため、公益財団法人日本国際教育支援協会を契約者とし、学生を被保険者とする学生生活総合保険制度への学生の加入を義務付けている。

防火対策としては、「学校法人ものづくり大学防火管理規程」【資料 3-1-25】に基づき、防火対策委員会を開催し、年 1 回消防計画書の作成を行い、消防署に提出している。火災予防について徹底を期するため、防火管理者（事務部長）及び防火担当責任者（製造学科長、建設学科長、総務課長）を選任するとともに、年 2 回の消防法に基づく法定点検や家用電気工作物の法定点検等を行い、更に、月 1 回の電気月次点検や消防月次点検を自主的に実施している。災害時の対応として、教職員・学生を対象に年 1 回、安否確認システムの使い方を含む避難訓練を行っているほか、寮生を対象に年 1 回入寮時に訓練を行っている。

④ 危機管理

危機全般について審議する委員会として、「危機管理委員会規程」【資料 3-1-26】に基づき、危機管理委員会を平成 20（2008）年 11 月に設置し、危機管理マニュアル【資料 3-1-27】を制定している。

大地震などの大規模災害発生時には、学長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、非常時の対応を進める体制を整えている。災害対策本部には指揮・統括を担う事務局の下に、学生対応班、教職員対応班、広報対応班、施設対応班、地域対応班、教務対応班、情報システム対応班を置き、それぞれの班長、班員を予め指定して非常時において混乱することがないように役割分担と初動対応について定めている。

東日本大震災を踏まえ、大地震などの自然災害発生時に速やかに教職員、学生の安否を把握するための安否確認システムを平成 25（2013）年度に導入した。これにより、全教職員、学生に安否確認要領を記した震災時行動基準カード【資料 3-1-28】を配布し、災害時に安否を確認するためのメールアドレスの登録管理を行っている。また、被災者の救援・救護活動、帰宅困難者や帰宅者への対応、業務復旧活動を速やかに行うために、平成 25（2013）年度から 4 カ年計画で教職員、学生 1,100 人分に対応する 3 日分の備蓄品の整備を進めている。

危険物の取扱いについては、消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等に基づき、「ものづくり大学危険物等取扱規則」【資料 3-1-29】において、本学における消防法適用危険物、毒物及び劇物、ガス類及び電離放射線などの管理について、責任体制を明確にするとともに、法令に基づいて随時、在庫管理の徹底及び使用状況の把握を行い、危険を未然に防止している。

平成 20（2008）年度に、本部棟 1 階及び 2 階、製造棟学科事務室、建設棟学科事務室、ドームトリ管理人室にそれぞれ 1 台ずつ AED を設置し、平成 20（2008）年度と平成 26（2014）年度に、AED 操作方法説明会を実施した。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校法人の公共性及び社会的責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営と教育研究の質的向上に資するため、「学校法人ものつくり大学情報公開規程」に基づき、大学の基本情報、教育研究に関する情報、財務情報、自己・点検評価及び認証評価機関による評価、その他の情報を、インターネット及び刊行物により広く公表している。大学ホームページでは、トップページに情報公開のバナーを置き、上記の情報を公表している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 22 年文部科学省令第 15 号))により、公表するものとされた教育研究活動等の状況(①大学の教育研究上の目的に関すること ②教育研究上の基本組織に関すること ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること)についても、すべて本学が公開する情報に含まれている。

特に、経営及び財務に関する情報は、私立学校法第 47 条に則り、事業報告書及び決算関係書類(資金収支計算書(平成 27(2015)年度よりこれに加えて活動区分資金収支計算書)、消費収支計算書(平成 27(2015)年度よりこれに代えて事業活動資金収支計算書)、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書)を事務所に備え置き、これを閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載し、広く公開している。

また、これ以外の情報についても開示請求があった場合は、上記規程に則り、正当な拒否理由がある場合を除き、閲覧に供することとしている。【資料 3-1-30】

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的の実現については、必要な仕組みを整備し、継続的な努力をしており、より一層、内容の充実を進めていく。

法令の遵守を徹底したうえで、情報公開についても実施してきているが、今後も社会からの信頼を維持し、確保していくためにも積極的に情報の公開を進めていく。

また、危機管理においては、学生及び教職員が安心して過ごせる環境の充実に努める。

特に、自然災害などに限らず、実習の多い大学であるため事故等の発生に対する危機管理体制の一層の向上に努める。危機管理マニュアルについても、より分かりやすく、非常時に活用できる内容に改訂する。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性**

本学の運営は、「学校法人ものづくり大学寄附行為」【資料 3-2-1】及び寄附行為を基に定められた関連諸規程に基づいて行っている。

理事及び監事、評議員の選任は、「学校法人ものづくり大学寄附行為」の規定に基づき行っている。なお、選任にあたっては、産業界、地元、学識経験者等の外部理事を多くし、学内外の様々な意見を取り入れることができる体制としている。現在、理事 13 人、監事 2 人、評議員 29 人で構成している。なお、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する校長理事には学長が就任している。

法人組織には、法人の代表である理事長とは別に、法人の業務を総理する理事として会長職を設け、初代会長はトヨタ自動車株式会社名誉会長の豊田章一郎氏、二代目会長には、株式会社日立製作所会長（就任時）の庄山悦彦氏、三代目会長には、清水建設株式会社代表取締役社長の宮本洋一氏が就任している。

監事は、法人の業務、法人財産の状況を監査する職務を担っている。なお、監事は、理事、評議員又は本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第 39 条において規定する監事の兼職禁止に関する条項に違反する事実はない。

定例理事会・評議員会は年 2 回（5 月、3 月）開催されており、必要に応じ臨時理事会・評議員会を開催することとしている。定例理事会における理事の出席率は、第 34 回理事会は 53.8%である。欠席者からは事前に議題ごとに意見を求める形での委任状を提出してもらうことで、対応している。【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

学則等の重要規程を除く、日常的な法人運営上必要な規程の制定・改廃については、平成 14（2002）年 3 月開催の第 5 回理事会の決定事項のとおり、事後に理事会に一括報告し、了承を得ることを前提として、法人組織と教学組織の連携を図るための大学運営連絡協議会での連絡調整を経て、理事長決裁により行っており、業務執行の迅速化を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-5】

表 3-2-1 理事会及び評議員会の構成（平成 27（2015）年 5 月 23 日現在）

＜理事会＞			＜評議員会＞		
区分	定数	実数	区分	定数	実数
1号 総長及び学長	2	1	1号 法人職員	4～8	8
2号 評議員	3～4	3	2号 大学卒業者	2～4	2
3号 学識経験者	7～11	9	3号 学識経験者	19～23	21
合計		13	合計		31

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

管理運営方針については理事会において単年度単位で審議しているが、平成 22（2010）年度から平成 28（2016）年度を対象期間とする第 1 期の「学校法人ものづくり大学中長

期経営計画」を平成 22(2010)年 3 月開催の第 22 回理事会で審議、決定した。【資料 3-2-6】この中長期経営計画の達成について努力しているが、将来計画委員会等において、平成 29(2017)年度以降の第 2 期「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」案の検討を行うこととしている。

理事会の開催は、現状では通常年 2 回であるが、開催頻度を増やすなどの措置により、管理精度を向上させることを検討する必要がある。出席率については開催日程を早く確保することで向上を図るなど、引き続き努力していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

ものづくり大学は、学部構成（大学・大学院）【資料 3-3-1】の示すごとく、1 学部 1 研究科の単科大学であり、教育研究組織の構成員あるいは実務担当として事務局が携わる事で、協力体制を構築し、教員と事務職員の連携強化を図ることとし、代議員会、教授会をはじめ、将来計画委員会、入試委員会、教務委員会等、31 の委員会等を設置している。【資料 3-3-2】

教学に関する重要事項を審議するため、代議員会を置いており、学長が議長となっている。代議員会は学則第 7 条【資料 3-3-3】及び「ものづくり大学代議員会規程」【資料 3-3-4】に基づき、学長、学部長をはじめ教学部門の長で構成され、原則として毎月 1 回開催される。主として、教授会及び研究科委員会での審議結果を確認し、重要案件について審議を行っているが、審議結果については、次の教授会に報告するなど情報の共有を図っている。

学部に教授会を置いており、学部長が議長となっている。教授会は、学則第 8 条【資料 3-3-5】及び「ものづくり大学教授会規程」【資料 3-3-6】に基づき、原則として毎月 1 回開催される。教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また決定者である学長に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。【資料 3-3-7】なお、「ものづくり大学学則」第 8 条第 2 項第 3 号に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、教育課程の編成に関する事、学生の身分に関する事、教育研究に係る諸規程の整備に関する事、教育職員の人事の提案及び資格審査に関する事、履修、試験、成績等に関する事、学生の懲戒に関する事とし、教授会と事務局回覧で周知を

行った。また、本学の教授会は、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席しており、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

大学院に研究科委員会を置いており、研究科長が議長となっている。研究科委員会は、「ものづくり大学大学院学則」第5条【資料 3-3-8】及び「ものづくり学研究科規則」【資料 3-3-9】に基づき開催され、専攻の教育課程や学生の身分等についての審議が行われている。構成員は学部の教授会と同様であり、主として「ものづくり大学大学院研究科運営委員会規程」【資料 3-3-10】に基づき開催される大学院研究科運営委員会の審議結果が提案または報告され、連携強化、情報共有化を図っている。

各学科では、常勤の全教員が出席する学科会議を設置している。学科会議は、「ものづくり大学学科会議運営規則」【資料 3-3-11】に基づき開催され、学科の教育・研究課程や学科学生の身分等についての審議が行われている。また、学科会議では、大学運営連絡協議会、代議員会、各種委員会での審議結果が報告され連携を深めるとともに、全教員の情報共有化を図っている。

「ものづくり大学将来計画委員会規程」【資料 3-3-12】に基づき、大学の将来に関する重要事項を審議するため将来計画委員会が置かれている。将来計画委員会では、学長が委員長を務めており、学長のリーダーシップの下、大学の基本理念を実現し、将来にわたり教育を充実させていくために、年度ごとの実施計画を策定し、着実な取組みを進めている。この実施計画は、各種委員会での取組みに反映され、学長のリーダーシップを広く波及させていく仕組みとなっている。

本学の一層の個性化、オンリーワン化を図るため、文部科学省の私立大学等教育研究活性化設備整備事業により整備した設備を用いた教育研究、卒業率の向上・退学率の低減に資するもの、本学の優位性を一層高める学生活動に係るものを対象とした、ものづくり大学教育力・研究力強化プロジェクト（学長裁量経費）を実施している。

また、「ものづくり大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」【資料 3-3-13】に基づき学長が委員長であるファカルティ・ディベロップメント推進委員会を置き、ファカルティ・ディベロップメントに係る調査・研究、研修等の事業、評価、推進を行っており、企画・実施の進捗状況を必要に応じて教授会に報告し、その趣旨の周知徹底を図っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の組織は、諸規程に基づき整備、運営され、大学の使命・目的に対応できるように機能しており、連携・協力体制が整備されているが、今後も適切な運営を保つ努力を継続し、必要に応じ、各委員会等の構成等について検討を行う。

学長の適切なリーダーシップの発揮はできていると考えているが、今後とも学長裁量経費の充実など、より一層の、環境の整備を図っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人組織と教学組織と事務組織の連携を図るため、大学運営連絡協議会【資料 3-4-1】を設置し、法人組織から理事長、専務理事、常務理事、教学組織から学長、学部長、教務長、学科長、図書情報センター長、ものづくり研究情報センター長、事務組織から事務局長、事務部長、総務課長、学務部長、教務・情報課長、学生課長、入試課長、ものづくり研究情報センター主幹が構成員となり、原則として月 1 回開催している。なお、監事もオブザーバーとして同協議会に出席することで情報共有の密度を上げるようにしている。

理事長と専務理事・事務局長、部課長との連絡会議を週 1 回開催している。また、事務局内のコミュニケーションの円滑化のため事務局長、各部課長及び係長等で構成される事務局連絡会議を月 1 回開催している。これにより、事務局内における情報の共有化を進めている。

専務理事が、事務局長、事務部長を兼務することで、法人組織と事務組織の連携を密にしている。

教授会には、教授だけではなく准教授及び講師を構成員に加え、事務局も全ての部課等の代表が陪席することで、教職員の連携を強化するとともに情報の共有化を図っている。

各種委員会は、それぞれ委員会規程に基づき、開催し、審議している。委員会を構成する委員は、教員については原則として各学科から同数の教員が選出されており、学科間の連携強化と情報共有化を図っており、また、入学試験問題作成専門委員会、情報ネットワーク専門部会、紀要編集委員会以外の委員会においては事務局からも委員が選出されており、教員と事務職員の連携を図り、協力体制を構築している。各種委員会は、審議事項・活動内容を精査し、実務を担当する事務局の担当部課等の職掌と合致するように編成しており、連携・協力体制の強化を図っている。【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事長は、「学校法人ものづくり大学寄附行為」【資料 3-4-5】第 20 条及び第 21 条に掲げる事項について、「学校法人ものづくり大学評議員会会議規程」【資料 3-4-6】に基づき開催される評議員会に諮問し、あるいは意見を聞くこととしている。

評議員会は、寄附行為第 18 条第 1 項に定める、25 人以上 35 人以内の評議員で組織し、理事総数の 2 倍以上の員数の組織となっており、諮問機関として幅広い意見を述べること

ができる体制となっている。そのうち、寄附行為第 22 条第 1 項第 1 号の評議員 4 人以上 8 人以内については、学校法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを適切に機能させるため、学部長、学科長、学務部長等が就いており、理事会において推薦し、評議員会において選任している。また、理事のうち、寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号の理事 3 人以上 4 人以内については、評議員会において評議員のうちから選任している。

過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、理事会・評議員会出席率〔過去 5 ヶ年〕【資料 3-4-7】のとおりであり、その職務を十分果たしている。

監事の選任については、私立学校法第 38 条第 5 項及び第 39 条、寄附行為第 7 条の定めに従い、この法人の理事、職員、又は評議員以外の者で、理事会において選出した候補者を、評議員会の同意を得た後、選任・委嘱している。

過去 3 年間の監事 2 人の理事会への出席状況は、理事会・評議員会出席率〔過去 5 ヶ年〕【資料 3-4-7】のとおりである。平成 24 年（2012）年 5 月 29 日開催第 27 回から平成 26（2014）年 3 月 24 日開催第 32 回まで、監事 2 人とも全て出席している。

監事は、「学校法人ものづくり大学・監事監査要綱」【資料 3-4-8】に基づき、毎年度監査を実施し、監査報告書を理事会に提出している。また、会計監査人と定例会合、情報交換を行い、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、教職員と役職者からのヒアリングを適宜実施することで、監査を適切に実施できる体制を整えている。

「ものづくり大学点検・評価に関する規程」【資料 3-4-9】に基づき、ものづくり大学点検・評価委員会で、定期的に点検・評価を実施しており、管理運営機関についても点検・評価を行い、報告書を作成の上、公表している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会、評議員会、大学運営連絡協議会の議長等となり、法人の経営にリーダーシップを発揮している。また、年始と年末には、全教職員に対し、その年の目標、総括を示している。大学の意思決定における学長のリーダーシップについては、代議員会、教授会において発揮されている。

大学の基本理念に沿った教育研究機能を充実させていくため、学長又は学部長等を主宰者とする代議員会、教授会や各種委員会等を置き、教職員の積極的な参画による連携の強化と情報の共有化を図っている。各種委員会には、各学科の教員や職員が委員として参画しており、教員や事務局側の意見を反映できる体制となっており、基本的事項、重要事項について、代議員会や教授会に改革方策をとりまとめ、提案する仕組みが整っている。

また、将来計画委員会【資料 3-4-10】において、学長主宰の下に大学の将来に関する重要事項について審議している。審議に基づいて、年度ごとに実施計画を立案し、定期的に進捗状況をチェックすることで、リーダーシップとボトムアップのバランスを取りながら、各委員会や事務局連絡会議などで教職員の提案や情報提供が生かされるよう、継続的な改善活動を実施している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事会や各種会議・委員会を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションは図られ

ているが、今後も相互のチェックが機能しているか確認しながら進めていく。平成 21(2009)年度及び平成 22(2010)年度の各種委員会再編成により、連携・協力体制が一層強化されたが、今後も適切な関連性を保つ努力を継続し、必要に応じ、各種委員会等の再構成などについて検討を行う。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織は、「学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程」【資料 3-5-1】に示すとおり、事務を所管する事務部（総務課）と教育を支援する教学事務を所管する学務部（教務・情報課、学生課、入試課）で構成している。また、「ものづくり大学学則」第 4 条【資料 3-5-2】に示すとおり、ものづくり情報センターと図書情報センターを置いている。

職員の課別の配置は、職員人員配置表【資料 3-5-3】に示すとおり、課別の業務量を勘案して行っているが、決算業務などの季節的な業務量の増減に対しては時間外労働で対応している。職員の係別の配置は、特定者への業務集中を回避し、休暇取得時の代替性を確保するために原則として 1 係に 2 人以上を配置しているが、業務特性に応じ、主に定型業務を担当する臨時職員を配置している。

事務部には総務課を置き、総務、会計、施設等について所掌し、学校法人総務と大学総務の両方の役割を担っている。

学務部は、教務・情報課、学生課、入試課の 3 課からなる。教務・情報課は、学生の成績管理、授業の管理、図書館の管理、学内コンピュータ及びシステム管理、国際交流及び地域交流等を行っている。学生課は学生の福利厚生及び厚生指導、課外活動、奨学金、健康管理、インターンシップ、就職指導等を行っている。入試課は学生募集、入学者の選抜、入試広報活動等を行っている。各課は、課の業務特性に応じた学生の窓口として機能している。

製造学科、建設学科にそれぞれ学科事務室を置き、各学科とも、職員 1 人、臨時職員 1 人の計 2 人を配置している。これらの職員の所属は学務部教務・情報課教務係とし、各学科にかかる教育研究支援業務を担当している。各学科には、事務職員のほか、学生の実験、実習に関する教員の職務を助ける教務職員を 2 人ずつ配置している。

教学関係の多くの委員会には、事務局長や部課長等の職員が委員として参画している。職員の採用・異動について、「学校法人ものづくり大学就業規則」第2章人事第1節【資料3-5-4】及び各規程で規定している。

職員の採用に際しては、就業規則及び各規程で示すとおり、採用が必要な理由、選考理由を明確にして行っている。募集は原則として公募とし、選考は、書類選考、適性検査、小論文による多面的、かつ客観的な試験に加えて、複数の面接官による人物面接を実施し、応募者の能力、適性、意欲を評価している。

異動については、就業規則第11条【資料3-5-5】で示すとおり、学校法人の業務の必要に応じて、配置転換又は職務の変更を命じることとしているが、様々な部署の経験を積ませることにより個々の職員の能力向上を図ることを育成施策として位置づけており、個々の異動時に配慮している。

職員の昇給・昇格・昇任・降任基準については、「学校法人ものづくり大学職員の昇給に関する規程」【資料3-5-6】、「学校法人ものづくり大学職員の昇格に関する規程」【資料3-5-7】、「学校法人ものづくり大学職員の昇任、降任に関する規程」【資料3-5-8】に規定しており、標準職務や勤務成績評価結果を反映し実施している。特に、昇任については、勤務成績評価の結果、大学職員としての経験年数及び本学での複数部署での実務経験を考慮し、実施している。

超過勤務状況については、目標値について部署別月平均（除く課長以上）を10時間に設定している。繁忙期等は業務量が多くなることから目標値を大きく上回る状況にあるため、各部署において業務の効率化、平準化を図り、超過勤務時間の削減を促している。【資料3-5-9】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

円滑な業務執行の管理体制の構築を図るため、「学校法人ものづくり大学事務分掌規程」【資料3-5-10】及び「学校法人ものづくり大学事務決裁規程」【資料3-5-11】を定めており、専決事項として、専務理事、事務局長、事務部長、学務部長、主務課長に権限を委譲することで、効率的運営を図っている。

事務運営の基本方針は、事務局連絡会議で周知している。また、重要な規程の制定、改廃やその運用方針、勤務成績評価の実施方法など、大学の円滑な業務遂行等に必要な情報共有連携を図るため、随時、部課長会議を開催し、適切な事務運営に努めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学は、教員と事務職員が一体となり学生の教育・指導・支援を行うための意識づけを図りながら、的確に業務を遂行できるよう、職員の大学の各種会議・委員会の委員またはオブザーバーとしての参加を勧めている。また、FD活動の一環として、ふれあいルームのカウンセラーによる障がいのある学生への対応の仕方や工業高校の教員による高校生の学力不足についての現状の報告等の研修会にも職員に参加を呼びかけている。

新規に採用される職員に対しては、説明会を実施し、大学の基本理念等を説明することで、本大学の現状の理解及び意識の高揚を図るとともに、外部機関が実施する新入職員研修に派遣し、社会人としての基礎的な能力を習得させている。

また、担当業務で必要となる専門知識習得及びに他大学の教職員との交流の場を設けることを目的とし、外部諸団体が実施する研修会等に、職員が積極的に参加するよう指導している。研修等の参加後は、出張報告書（研修報告）を義務付けており、事務局内で回覧あるいは、月1回開催の係長以上が出席する事務局連絡会議において、職員がSD活動の一環として、研修報告を行うことにより、専門知識の確実な習得、他職員への水平展開を行っている。

「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程」【資料 3-5-12】、「学校法人ものづくり大学勤務成績評価規程細則」【資料 3-5-13】に基づき、平成 24（2012）年度から勤務成績評価制度を実施し、個々の職員の能力を昇給・昇格・昇任により反映させることにより職員の能力向上への意欲を高めることにつなげている。【資料 3-5-14】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学経営における事務職員の積極的位置付けを明確にすることにより、事務職員の採用、育成、大学教育の専門的知識取得の方向性を明確にしていく。

さらなる効率向上を志向した組織体制、職員配置を検討する。業務の見直しと改善を進め、業務効率の向上を図っていく。事務処理の効率をあげるための業務分析を事務局全体、課単位で実施する。

学外研修派遣を職員の人材の育成に向けた経営投資として明確に位置づけ、外部研修の機会を増やすなどし、資質向上を図る。

平成 24（2012）年度から実施している勤務成績評価制度については、まだ開始 3 年目であるが、変革が求められる大学経営に対応した職員の採用・昇給・昇格・昇任・異動は実力主義に基づいて実施されることが必要である。そのため、今後内容を必要に応じて改善し、個々の職員による効率的な業務遂行、能力向上を意識させ、業務執行体制の機能性を高めていく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 22（2010）年度に策定した「学校法人ものづくり大学中長期経営計画」【資料 3-6-1】（以下「中長期経営計画」という）と学長が主宰する将来計画委員会において決定された行動計画に基づき、事業計画【資料 3-6-2】と収支予算書【資料 3-6-3】を毎年度編成し、運営にあたっている。

予算編成の流れは、次のようになっている。事務局長の予算編成方針に基づき、毎年10月中旬から11月中旬に事務部総務課から各部署に次年度当初予算の原案作成を依頼する。12月から2月上旬にかけて事務部と各業務担当課長等が教学部門の要求を踏まえて調整を行い、2月下旬までに原案を作成し、代議員会に報告し、大学運営連絡協議会での説明を経て、3月の評議員会、理事会で予算が決定される。また、年1回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。

学生の定員割れの継続に起因した収入減の現状を鑑み、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に勘案した予算執行に努めるとともに、受託研究や科学研究費補助金等の外部資金の導入に積極的に取組み、平成26(2014)年度は、40件6,371万円を獲得するなど、財務基盤の確立に努力して来た。この結果「中長期経営計画」の目標である「教育の質の向上を図り、産業界への有為な人材を送り出すことを通じた、入学者定員の確保」を重点方策として、「収入予算に見合った支出予算とすることで、キャッシュフロー上の年間1億円の黒字額の確保を目指す」ことについては、年度ごとの目標額との乖離はあるものの平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの間、平成23(2011)年度を除き毎年1億円の黒字額が確保できている。なお、現在、借入金はない。

資産運用については、安全確実を基本に考え、平成23(2011)年に制定した「学校法人ものづくり大学資産運用規程」【資料3-6-4】に基づき、理事会に報告し承認を受け、日本国債を中心に運用を行っている。

過去5カ年の消費収支計算書関連の収支状況は、表3-6-1のとおり、消費収支超過額及び帰属収支差額が支出超過で推移しているが、平成25(2013)年度からその超過額は減少してきている。これは、学生定員の充足率の改善による収入の増加と減価償却額の減少によるものである。

今後引き続き収入の増加と支出の抑制により、収支バランスを確保し、支出超過の解消に努めるとともに、減価償却引当特定資産をはじめとする各種引当特定資産(預金)(平成26(2014)年度末で7億6,136.8万円)の増額を図り、安定した財務基盤を確立して行くこととしている。

表 3-6-1 過去5カ年の消費収支計算書関連の収支状況 (単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
帰属収入	1,798,095	1,687,487	1,617,634	1,593,044	1,795,435
基本金組入	△14,622	△22,805	△85,918	△13,279	△44,762
消費収入	1,783,473	1,664,682	1,531,716	1,579,765	1,750,673
消費支出	2,269,062	2,193,662	2,243,382	1,950,906	2,006,819
内 減価償却額	(626,642)	(566,033)	(478,984)	(467,461)	(432,145)

消費収支 超過額	△485,589	△528,980	△711,666	△371,141	△256,146
帰属収支 差額	△470,967	△506,175	△625,748	△357,862	△211,384

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度までは、これまでどおり、「中長期経営計画」と学長が主宰する将来計画委員会において決定する行動計画に基づき、事業計画と収支予算書を編成し、運営にあたっていく。

平成 29（2017）年度からは、新たに策定する予定の「第 2 次学校法人ものづくり大学中長期経営計画」（以下「第 2 次中長期経営計画」という）に基づき、メリハリのある予算編成及び予算執行を継続し、収支バランスの確保により財務基盤の安定に向けた運営を目指すこととする。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人ものづくり大学経理規程」【資料 3-7-1】に基づき行っている。また、会計処理上の疑問点や判断が難しい問題については、監査法人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に相談し、指導を受けている。

伝票処理については、各部署で起票された予算執行伝票は、諸活動の内容が記載された証憑書類とともに、事務部に回付される。その後、事務部で、証憑書類のチェックを行うとともに学校法人会計基準に基づく「部門」「勘定科目」のチェックを行っている。

また、決算については、3月の会計年度終了後、決算案を作成し監事の監査を受けて、5月末までに開催の理事会で承認し、評議員会に報告し意見を聞いている。その後、監査法人の監査を受けて、文部科学省への報告の上、大学ホームページで財務情報の公開を行っている。

監査システムは、監事による監査と監査法人による会計監査等から成っている。

監事による監査については、監事 2 人により私立学校法、「学校法人ものづくり大学寄附行為」【資料 3-7-5】及び「学校法人ものづくり大学・監事監査要項」【資料 3-7-6】に基づき、毎年度、監事監査計画を策定し、監査を行っている。具体的には、監事は、理事長、専務理事、学長、学部長、教務長、各部署の責任者等から業務執行状況を聴取するとともに

に、決裁文書、重要文書等の閲覧を行い、業務監査と併せて会計帳簿及び財産状況の監査を行っている。また、理事会、評議員会、大学運営連絡協議会に出席して学校法人の業務執行状況等に関する監事意見を報告している。

監査法人による会計監査については、私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学運営全般についての適合性について財務面を通して監査している。監査は、日常の会計事務処理、計算書類の整合性について、定期的（期中及び決算時）に実施され、年度終了時には監査報告書が作成される。

なお、監事は、監査法人の公認会計士と年間2回の意見交換会を行い、財務面の諸課題について、指摘事項の調整をするほか、必要に応じて会計士の専門的立場からの見解を求めている。

この他としては、科学研究費補助金について文部科学省の研究機関使用ルールの「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「ものづくり大学科学研究費補助金事務取扱規程」【資料 3-7-7】により、内部監査を毎年1回実施するとともに、本学が理工系大学で機器備品を多く保有していることから、教育研究用機器をはじめとする固定資産の管理状況について各研究室をはじめ全部署に対して事務部総務課が毎年1回検査及び点検を実施している。

これらにより、監事、監査法人及び内部監査体制が有機的に実施されており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされており、適正な会計処理もなされていると判断している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

学校法人を取り巻く社会情勢の変化や、学校法人の諸活動において様々な見直しが行われ、その諸活動に見合った会計処理の合理化や、財政及び経営状況の明確化が求められていることから、学校法人会計基準の変更が行われてきた。平成27（2015）年度からは、基準制定以来となる大改正が行われる。会計処理の変更は重要事項であるため、監査法人等との事前打合せを十分に行いながら着実に進めていく。

会計監査については、会計処理の適正性に加え、内部統制の構築とその有効性・効率性を維持していくことが不可欠である。内部統制への取組みは今後も継続して行っていく。

また、監事と公認会計士の連携をより密にすることで、さらなる会計監査の円滑化を図る。

【基準3の自己評価】

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する関係法令を遵守し、「学校法人ものづくり大学寄附行為」をはじめとする諸規程を制定し、規律を保持し、誠実な管理・運営に努めている。また、社会に対する責任説明を負う公的機関として、環境保全、人権、安全への配慮、危機管理に関する規程等を整備し、教職員及び学生が安心して過ごせる環境の構築に努めるとともに、関係法令に則り教育研究情報、財務情報を適切に公表している。

私立学校法、「学校法人ものづくり大学寄附行為」に基づき、理事会、評議員会及び監事を置き、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のための体制及び相互チェックによるガバナンスの体制を整備している。

法人組織と教学組織と事務組織の連携を図るための大学運営連絡協議会を設置し、理事会の意思決定の通達、各部署の意見の聴取、各部署間の連絡調整等、定期的なコミュニケーションを通じて情報の共有を図り、迅速な対応と理事会による意思決定の円滑化を図っている。

また、大学運営連絡協議会等により、法人組織と教学組織の連携を図り、理事長、学長のリーダーシップと各組織からのボトムアップのバランスを適切に保った機能的かつ効率的な組織運営を行っている。

建学の精神、本学の教育方針を実現するため、柔軟な組織編制と適切な職員の配置により、効率的な業務執行体制を確保している。

新規採用の職員に対する研修及び職員の能力開発に対する支援等の各種 SD 活動の推進を通じて、個々の職員の資質・能力向上を図っている。

財務については、「中長期経営計画」に基づく運営を行っており、収入と支出のバランスを考慮した運営を行うとともに、外部資金の導入にも努力している。平成 29 (2017) 年度からは「第 2 次中長期経営計画」が開始されるが、さらなる経営改善に努め、財務基盤の安定に向けた運営を目指す。

会計については、学校法人会計基準や「学校法人ものづくり大学経理規程」等に基づき適正に実施しており、予算編成から執行、管理に至るまで複数のチェックができる体制で業務を遂行している。また、年 1 回、補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。会計監査は、監査法人により会計帳簿書類及び決算書類等の監査を受けるとともに、会計業務内容・処理方法、予算管理・執行、組織運営状況等内部統制の検証などについても厳正に実施している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

「ものづくり大学学則」第2条に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、本学の使命・目的に即した自己点検・評価を行っている。平成 22 (2010) 年度の認証評価を受審するまでの3年度間は、平成 19 (2007) 年 3 月に「自己点検評価中間報告書」を、平成 19 (2007) 年 12 月に「自己点検評価報告書」を、平成 21 (2009) 年 3 月及び平成 22 (2010) 年 3 月には「ものづくり大学自己点検評価報告書」を作成した。平成 22 (2010) 年 6 月に日本高等教育評価機構が指定する自己評価報告書（本編・データ編・資料編）を作成し、9月の実地調査を経て、平成 23 (2011) 年 3 月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された。

自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」に基づき、学部長を委員長とする「ものづくり大学点検・評価委員会」を組織し、自己点検・評価を進め、学内での共有と学内外への公表を行っている。

平成 22 (2010) 年度の認証評価の後、認定時の指摘事項を踏まえて平成 23 (2011) 年度には第 35 回のものづくり大学点検・評価委員会を開催し、自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページ上で公表した。また、平成 24 (2012) 年度には第 36 回のものづくり大学点検評価委員会を開催し、日本高等教育評価機構をはじめとする認証評価機関による評価の視点の変化等に関する情報を学内で共有した。

平成 25 (2013) 年度には、点検・評価委員会を 3 回実施し、新たに実施されている認証評価項目を踏まえると同時に、前回の認証評価時の指摘事項（改善を要する点、参考意見）の改善状況を点検して、平成 25 年度自己点検・評価報告書を作成し、ホームページ上で公表した。

平成 26 (2014) 年度から平成 27 (2015) 年度は、平成 25 年度の点検評価で明らかとなった本学として取り組むべき改善事項について、それぞれの部門での検討、対策の立案と実行を指示する PDCA を進めることとし、2回の点検・評価委員会においてその進捗状況を踏まえたとりまとめを行い、平成 27 年度自己点検・評価報告書（本書）を作成、公表した。

以上により、平成 23 (2011) 年 3 月に日本高等教育評価機構の認証評価以降、その時点での指摘事項の改善に努めている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在は平成 25（2013）年 3 月の自己点検評価報告書において、課題を抽出し、平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度で改善を進め、この平成 27（2015）年度の自己点検・評価報告書としてとりまとめ、更に改善を図るように努めている。

それらを踏まえ、平成 28（2016）年度において、自己評価報告書の作成と認証評価の受審を目途とする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価にあたっては、学生数等の基礎データ（学校基本調査等に回答しているもの）と、その他の指定されていない統計資料（休退学状況など）、授業アンケートなどの学生に対する調査、学内外での学生や教職員の活動状況など、学内で得られる客観的なデータに基づき、自己点検・評価を行なっており、透明性の高いものとしている。

自己点検・評価のためのデータの収集については、教学関係は教務・情報課に、法人運営や施設については総務課に集約しており、そのデータを用いて様々な分析と評価を行なうものとしている。

また、平成 26（2014）年度には IR（インスティテューショナル・リサーチ）委員会を設置し、過去の学生の実績によるデータ分析を行い、教育内容の改善や学生募集、退学率の提言等に資するものとして、平成 27（2015）年 5 月の第 160 回教授会において学内での共有を行い、特に教育内容や学生指導の方法については教務委員会と学修対策本部を中心とした対策案の検討にも着手したところである。

平成 19（2007）年 12 月の「自己点検評価報告書」並びに平成 21（2009）年 3 月及び平成 22（2010）年 3 月の「ものづくり大学自己点検評価報告書」については、関係先に配布するとともに教職員への配布、大学公式ホームページへの掲載、さらには図書情報センターで一般向け閲覧を実施している。また平成 23（2011）年度および平成 25（2013）年度の自己点検・評価の結果は、教授会等で報告を行なうとともに、ホームページ上で公表している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 25（2013）年度に学長裁量費を活用して着手した「統計解析的分析を通じた定員充足・退学者低減対策の立案」プロジェクトを受けて、平成 26（2014）年度に IR（インスティテューショナル・リサーチ）委員会を立ち上げ情報の共有を進めてきたが、今後、さらにデータの充実（単位取得者と履修申請者との関係、退学理由の分析等）を行いその成果の共有を鋭意進める必要がある。

今後とも自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表を積極的にすすめ、透明性の高い大学運営を継続する。【資料 4-2-1】

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

点検・評価の結果に基づき、その改善に努めるために、内容に応じて、各種委員会あるいは学科で検討や対策立案、実行等を行っている。平成 22(2010)年度に外部認証評価を受け、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定されたが、指摘のあった改善意見や参考意見を踏まえ、教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めている。

例えばこれまで、各学科が中心となり、カリキュラムの見直しを行い、履修モデルコースの再編成やコースの名称変更を始め、カリキュラムの改善に努めてきたが、平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度においては、カリキュラムの作成、シラバスの作成について、担当教員以外の教務委員が記入項目等の確認を行うものとした。また、教養教育の検討体制や内容については、平成 26（2014）年度に教養教育専門部会を教務委員会の元に設置し、大学としての教養教育の方針の確立と内容の調整を進めている。学生からのアンケートの結果についての教員へのフィードバック、授業内容の改善等については、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会と教務委員会において討議して、教育のスキルアップを進めている。

なお、大学全体としては、点検評価委員会、将来計画委員会等において、各種改善方策について、学長、学部長を中心とした推進状況の確認を行い、改善が遅れている場合等は、当該の委員会等に推進を強く求めることや、教職員全体での情報共有等により、PDCA サイクルを有効なものとするとしている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の委員会体制において、PDCA サイクルをそれぞれの部門で行っているが、点検・評価委員会を中心として、進捗状況を点検し、推進する仕組みについて、より一層の強化

が必要である。

【基準 4 の自己評価】

平成 23 (2011) 年 3 月に「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された後、認定時の指摘事項を踏まえて平成 23 (2011) 年度及び平成 25 (2013) 年度に自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページ上で公表している。

自己点検・評価のための実施体制については、「ものづくり大学点検・評価に関する規程」に基づき、学部長を委員長とするものづくり大学点検・評価委員会を組織しており、適切な運営が図られている。

平成 25 (2013) 年度には、点検・評価委員会を 3 回実施し、自己点検・評価報告書を作成、ホームページで公開した。

平成 26 (2014) 年度には、ものづくり大学点検・評価委員会を 2 回実施し、PDCA による改善を実施した。

自己点検にあたっては、学内で得られる客観的なデータに基づき行なっており、透明性の高いものとしている。またデータの収集については、教学関係は教務・情報課に、法人運営や施設については総務課に集約されており、そのデータを用いて様々な分析を行っている。また、平成 26 (2014) 年度には IR (インスティテューショナル・リサーチ) 委員会を設置し、前年度からプロジェクトととして開始した学内データの分析を全学的に位置付け、その結果を共有し、対策に向けて検討を進めている。

「ものづくり大学自己点検・評価報告書」については、関係先や教職員への配布、大学公式ホームページへの掲載、さらには図書情報センターで一般向け閲覧を実施しており、適切な運営が図られている。

認証評価で指摘のあった改善事項や参考意見を踏まえ、教育内容の改善や大学運営の改善・向上を進めており、学長、学部長を中心とした推進状況の確認を行い、PDCA サイクルを有効なものとする事としている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献—ものづくり教育・研究の拠点として—

A-1 地域連携

《A-1 の視点》

A-1-① 地域の自治体等との協力関係の構築

A-1-② 大学が有する「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」の有効活用

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域の自治体等との協力関係の構築

本学は、埼玉県、行田市等の地域からの支援と支持で開学し、学則でも「地域に開かれた大学として、社会的使命を達成する」ことを謳っており、開学初年度から埼玉県の主導により、大学と地域の連携を目的とした「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」が設置され、地域の意見や要望を踏まえつつ、地域貢献活動を展開してきた。

また、開学以降の各種の連携事業（A-1-②参照）を通じた実績を踏まえて、平成25（2013）年度、地元自治体である行田市をはじめとして、平成27（2015）年5月現在まで、行田市、鴻巣市、埼玉県、埼玉県道路公社との連携協定を締結した。【資料A-1-1】

「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」は年に1回の総会と、2～3回の幹事会を行い、その都度の意見交換によって地域のニーズや環境とのすりあわせを行っている。また、行田市、鴻巣市とは不定期ではあるが年に1回以上の意見交換の機会を設け、相互に課題を提示して地元ニーズに関わる意見交換を行いながら連携事業を進めている。その成果として、平成26（2014）年度には文部科学省の私立大学等教育研究活性化設備整備事業のタイプ2「地域発展」に採択され、気象観測設備を建設棟屋上に設置し、この夏から地域への気象情報の提供を行う予定である。

A-1-② 大学が有する「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」の有効活用

本学の6つの基本理念の第一に掲げる「ものづくりに直結する実技・実務教育」を可能とする恵まれた施設・設備すなわち「モノ：物的資源」を地域に開放するとともに、本学の「ヒト：（教育対象の学生を含む）人的資源」を活用し、①地域連携と②産学官連携という視点から、ものづくり教育・研究の拠点として社会貢献に努めている。

また、これらの活動の成果は本学ホームページやものづくり大学通信などを通じて情報公開に務めており、各事業のリピーターの増加や他の団体等からの新たな希望が寄せられることなどのきっかけとなっている。

1) 「モノ：物的資源」の活用

① 教育成果の地域への提供

学生の授業や卒業・修了研究などの成果を地域社会に提供した例は、本学の特色である実際に使えるものづくりを体得させる実習と理論を融合した教育の成果そのものであり、

多数の事例のうち主なものを【資料 A-1-2】に示す。

製造学科ではユニバーサルデザインを考慮した靴型楽器「オトクツ」や弦のない電子楽器「無弦チェロ」等の製品開発を手がけ、こうした実績やこれから開発しようとするアイデア等をもとに平成 25（2013）年度には、学生が自ら「大学で生まれたシーズ（作品）を商品化する」プロジェクト：もの大カンパニー立ち上げるなど、本学の教育・研究の成果を目に見えるかたちで広く社会に発信・還元している。埼玉県道路公社との「コバトン・ロボット製作における共同事業」では歓迎して羽ばたくコバトンを制作し「メカコバトン」と名づけ、寄居・皆野バイパスのみならず、イベントなどにも呼び出されるなどの人気となっている。

建設学科では授業で制作した「ベンチ、東屋を公園等の公共施設への寄贈・設置」をはじめとして、行田市の「総合福祉会館やすらぎの里の中庭改修整備」や鴻巣市の「鴻巣駅北口エルミパーク整備」など、近隣自治体施設の設計や施工監理、工事の一部などを多く手がけている。埼玉県との「シラコバト住宅の共助による活性化推進に係る連携協定」では学生が団地の人々と触れ合いながら団地再生の手法を考えて提案し、若手世代が居住するための住戸の改装を提案、家具の製作等も行い、募集戸数を上回る応募者という成果を挙げた。

両学科の協力事業としては、高崎線吹上駅前の時計台が第一号であったが、平成 23（2011）年から 2 年かけて「カップ・マルタンの休暇小屋制作」として、世界的建築家ル・コルビュジエの別荘を教員と学生が現地実測調査し、学内の原寸レプリカを一般公開している。

これらの成果はいずれも本学の人的資源、すなわち各種コンテストに入賞するなど優れた技能を有する学生が主役となる事業であり、ともに設計から実制作まで教員の指導の下に学生が担当し、ユニークなデザインとその完成度が好評を博している。

② 各種の施設・設備の開放

行田市と市民有志からの要望に応じて平成21（2009）年に立ち上げられた「行田市民大学」への教室の無償提供を行い、多くの市民に活用されている。また、食堂およびキャンパス敷地は特に制限を設けず開放しており、市民の散策や休息の場として活用されている。

体育館、グラウンドやテニスコートなどのスポーツ施設は、各種のイベント等に貸し出し、また講義室等も休日の一般貸し出しを行っている。

図書情報センターは一般者の閲覧も可能であり、「梅原猛文庫」と「ピーター・F・ドラッカー文庫」については貸し出しも可能としている。

この他にも施設・設備の地域開放事例として、製造・建設両学科の実習施設を各種技能検定（厚生労働省所管、中央職業能力開発協会実施）の実技試験会場として提供するとともに、両学科教員が技能検定審査員としても参加し、産業界のニーズをふまえた実技・実習カリキュラムのブラッシュアップの機会として活用している。

また、毎年11月初旬に開催される本学の学園祭「碧蓮祭」は、開学以来、(社)埼玉県技能士会連合会の「彩の国 技能まつり」等の技能関連イベントと同時開催しており、学生有志によるステージ設営を中心として、キャンパス全体がものづくりのイベント会場化する2日間となっている。

なお、本学の実習教育や施設の見学については海外からの見学者も多く、平成 26 (2014) 年 7 月 30 日 (水) には、中央職業能力開発協会が主催する「技能評価技法の研修」の一環としてミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナムから参加するなど、主にアジア・アフリカの発展途上国から、技能者の育成法や技能の評価方法に関する視察見学が多く、技能と技術の習得を両輪とするテクノロジスト教育の拠点として、海外においても認知されつつある。

2) 「ヒト：人的資源」の活用

① 次世代ものづくり体験イベントの開催

開学以来、地域の小中学生を対象に、本学の教職員・学生・卒業生が一体となり、マンガカー、木工、コンクリート人形、銀のスプーン、アニメーションなどものづくりの楽しさを体験する様々なイベントを開催し、地域においてもものづくり教育の定番となりつつある。

これらのものづくり体験イベント【資料 A-1-3】は大学にある施設・設備を活用し、安全に楽しく体験できるものとしているが、このことは、卒業生を含めてものづくりを学んだり教えている大学だからこそ提供できている内容である。

② 文化財保護等の各種地域行政やまちづくりへの貢献

建設学科の「木造建築コース」は、日本の伝統木造技法の実践的技術を学ぶ日本における大学教育の中でも非常に希少なコースであり、授業や技能検定への挑戦などを通じて優れた技能を修得した学生が中心となり、地元埼玉県内の「埼玉県深谷商業高校記念館の復元」「行田市安楽寺山門修復」などはもとより、「ヴェトナム・フエ宮殿の復元」といった海外の文化財の修復・復元に携わり、高い評価を得ている。【資料 A-1-4】

また、都市計画関連や地域環境関連などの委員会等に本学教職員が多く参画し、地域行政の方向性やまちづくりへの提言等を行っている。

③ 生涯学習の機会の提供 【資料A-1-5】

大学のものづくり教育の成果をいかすべく、生涯学習として a. 公開講座 b. リカレント教育 c. ものづくり市民工房を実施している。

a. 公開講座

開学以来、行田市民対象の「ものづくり大学市民特別公開講座（共催：行田市）」と県民対象の「ものづくり大学特別公開講座（共催：埼玉県経営者協会）」を開催し、はやぶさなどのものづくりの成果にまつわる話から、歴史、文化などのテーマまで幅広い講演会を開催してきた。さらに「行田市民大学」などの文化講座に対して、多数の教員が講演に出向き、地域に密着したものづくりに特化した大学としての認知向上に努めてきた。

b. リカレント教育

リカレント教育は、埼玉県が主催、県とものづくり大学が連携して開催し、県内在住の高齢者や団魂の世代に対し、本学で開講している授業科目の一部を開放している。中でも、本学ならではのものづくりの歴史に関わる講座や現代のものづくりの課題を掘り起こす講座などに毎年受講生が継続している。

c. ものづくり市民工房（特別課程木造建築科）

本プログラムは、建設学科が所管する、学校教育法に基づく文部科学省の履修証明プログラムであり、市民またはボランティアが行うものづくりに必要な木造建築に関する技術・技能の習得支援を目的とする。4つのコース（いずれも単年度）があるが、通常の講義や実習を受けるプログラムに毎年数人の受講生が若い学生に混じって真摯な汗を流しており、本科授業において世代を超えた交流と緊張感が醸成されている。なお本課程で、初級・中級コースの2年間を終え、建築士指定科目40単位を満たすと二級建築士・木造建築士の受験資格が与えられる。

④ 高大連携【資料A-1-6】

平成27（2015）年5月現在、埼玉県を中心に13校との連携協定を結び、本学の特色であるものづくりを中心とした出張授業や、高校生の大学授業の受講及びインターンシップの受入れを行なうとともに、併せて学内見学会を行ってきた。

この他にも県内工業高校生を対象とした「建築・設備部会 内装仕上げ技能講習会」をはじめとする各種講習会（例えば建設学科の木造強度実験など）を、本学の施設設備を活用して行っている。

また高大連携の一環として毎年県内工業高校から1年間研修で派遣される教諭を、研修中は「連携講師」に、また研修終了後は「名誉連携講師」に任命し、FD研修として高校での指導方法に学びながら、ものづくり教育に関する不断の情報交換に努めている。

さらに全国規模の実習関連の競技大会として、社団法人全国工業高等学校長協会が主催する「高校生ものづくりコンテスト埼玉県大会」や「高校生ロボット相撲全国大会」の大会会場および審査員として本学施設と教職員を提供している。

⑤ 同窓会ボランティアを中心とした被災地支援など

本学ならではの地域交流・地域貢献の事例として、「ものづくり大学同窓会」によるボランティア活動【資料A-1-7】が挙げられる。ひとつは東日本大震災のボランティア活動で、本活動は地震発生直後の平成23（2011）年4月から年数回、被災した本学非常勤講師の故郷である陸前高田市を拠点に行われてきた（平成26（2014）年1月現在で18回、延べ86日間630人が参加）。これまでに小屋や物置の解体・移設をはじめ、トイレの修理、案内板の製作・設置、風除室の建設、仮設住宅の庇の建設や階段の移設工事などを行っており、今後も復興へ向けてボランティア活動を継続していく予定である。

ふたつ目は2)の「ものづくり体験イベント」への参加で、地元行田市の小学生等を対象に様々なイベントの企画から実施指導までを担当している。本学設立が平成13（2001）年で卒業生は平成27（2015）年3月時点で11期生を数えたばかりではあるが、本学で培ったものづくりの技能と技術を活かし、広く社会に還元しようとする若々しい発想と意欲で、毎年のように新しいメニューの開発を行っている。

A-2 産学官連携

《A-2の視点》

A-1-① 企業や産業界等との適切な関係の構築

A-1-② 大学が有する「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」の有効活用

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 企業や産業界等との適切な関係の構築

本学は開学時に国・地方自治体の補助金と諸企業からの寄附を得て開学し、設立目的、理念等に技能技術者の確保・育成・技能継承を謳っており、その期待に応える責務がある。こうした経緯から開学初年度より、全国規模の「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」と地元埼玉を対象とした「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」を設置し、産業界の意見を踏まえつつ運営してきた。また多くの非常勤講師等による授業が、諸企業、産業界の協力で成立しており、インターンシップ、就職、共同研究、展示会への参加や諸企業・団体等のニーズに対応した相談会の実施などで諸企業、産業界と連携を強めてきた。

これらの経緯や前項でも言及した技能検定、技能まつり等の実績を踏まえ、企業等との共同研究等の協定や契約とは別に、平成 26（2014）年度から「埼玉県技能士連合会との連携協力に関する協定」「埼玉縣信用金庫ともものづくり大学との産学連携協定」「行田公共職業安定所との就職活動支援に関する協定」といったかたちで実を結び、緊密な情報交換を行うことで、産業界のニーズに対応する基盤づくりを進めている。

また、埼玉県技能士会連合会との協定と意見交換に基づき、平成 26 年度の私立大学等教育研究活性化設備整備事業において、タイプ 3「産業界・他大学等との連携」に採択され、「フィールド（現場）の知」維持・継承プロジェクトのための設備の整備を行い、技能者等の動作分析情報の収集に着手したところである。

A-2-② 大学が有する「モノ：物的資源」と「ヒト：人的資源」の有効活用【資料 A-2-2】

産学官連携の各種の事業は、「ものづくり研究情報センター」を窓口とし、インターネットを通じて本学における研究成果のデータベースや研究可能な分野について情報提供を行い、平成 26（2014）年度には「埼玉縣信用金庫との産学連携協定」にもとづいて、県内企業の技術者等を対象とした「産学交流セミナー in ものづくり大学」としてトヨタ自動車出身の情報・マネジメントコース教員による「トヨタ生産方式の概要とそのこころ」を開講し（60 人参加）、さらに飯能信用金庫とも連携して、先進加工コース教員による「ものづくり講座（5 回）」を飯能市で開講し、県内企業の技術者への支援を行った。

この他にも技能技術者を対象に、産官学連携で平成 26（2014）年度に以下の公開講座を開講した。

- ・ 埼玉県から受託した「県内企業ビジネス・イノベーション事業」において講座「精密板金加工におけるバリ取り及び仕上げ技術」（10 人受講/先進加工コース教員）
- ・ トヨタ自動車顧問による講演「トヨタ生産方式の本質と進化（深化）」（150人受講/情報・マネジメントコース教員）。
- ・ 「次世代ものづくり技術研究会」参加教員が、中小企業の技能技術者を対象として、

技術交流会を開催し、最新の技術情報や生産現場の問題について意見交換（60人参加）。

さらに、「ものづくり研究情報センター」を窓口とした産学官の主な連携事業として、以下がある。

a. 民間企業の技術相談、知的財産関連相談

b. 産官学による調査研究事業（共同研究、受託研究および奨学研究）

c. 人材育成事業（委託訓練・ものづくり講座）

a. については、本学所属の教員の専門分野をパンフレット、ホームページ、また関連団体の広報誌等を活用してアピールし、技術相談全般の窓口としてもものづくり研究情報センターが機能している。その成果として、企業からの技術相談等を年間50件程度受け、それぞれの専門分野の教員等による支援を行っており、その結果、次項の共同研究等に移行するケースもある。

b. については、企業との共同研究や受託研究等、国土交通省や自治体からの研究事業も含め近年5年間では年間25～30件程度の調査研究事業を実施しており、契約金額は年間平均して2000万円弱程度である。本学の特色として中小企業のサポートを掲げており、小規模事業が多い傾向にある。一方で木造や鋳造等の他大学での取組が少なくなっている分野を手がけていることも大きな特色である。

c. については、求職者を対象とした長期職業訓練を埼玉県から受託し、主に「建築CAD設計製図コース」及び「機械CAD設計製図及び加工技術コース」を開講し、技能技術者の確保・人材育成・技能継承を図るとともに、就職支援を続けて来た。また併せて県の委託事業として、県内企業の技術者や管理者を対象に、大学の授業を受講する「ものづくり講座」を開講した。

また、新たな試みとして、平成27（2015）年度より、中小企業からの支援要請に応じて、経験豊富な「現場支援アドバイザー」による、生産現場の改善を支援する「中小企業現場活性化支援事業」をスタートさせ、より一層の産学連携に努める予定である。

(3) Aの改善・向上方策（将来計画）

本学の理念の第一に掲げる「ものづくりに直結する実技・実務教育」を可能とする恵まれた施設・設備「モノ」と、技能と技術を有するテクノロジストとしての人的資源「ヒト」を活用し、ものづくり教育・研究の拠点としての地域貢献および産学官連携を達成するために、今後とも、地域や企業のニーズの把握に努め、更なる充実を図っていく。

具体的には、本学の実践的教育で修得した技能と技術を国内はもとより海外への展開を念頭に、社会に還元する場をより多く設定していきたい。また今後の少子高齢化を見据え「ものづくり市民工房」をはじめとする生涯教育のより一層の充実を図るため、同窓会を含めた全学的な支援組織の構築を検討している。

また、実績の公表、広報に務め、本学独自の資源を活用した社会貢献の展開に努めていく。